

市第20号議案

横浜市中期4か年計画2018～2021の策定

横浜市中期4か年計画2018～2021を次のように定める。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市中期4か年計画2018～2021

第1 横浜を取り巻く状況

1 人口減少社会の到来、超高齢社会の進展

- (1) 既に進行している生産年齢人口の減少や、2019（平成31）年をピークとする人口減少（2015（平成27）年国勢調査ベースの将来人口推計）に加え、2016（平成28）年には、死亡数が出生数を上回り、戦後初めて自然減に転じました。合計特殊出生率は、近年1.3台で推移し、2016（平成28）年は、1.35となっています。
- (2) 子育て世代の転入や出生率の向上にもつながる、子ども・子育て支援、教育の推進、女性・シニア・若者の活躍支援、これまで力を入れてきた、誰もが自分らしく活躍できる社会を実現するための取組が、より一層重要になります。
- (3) 近年、市内在住外国人が増加しています。2017（平成29）年末時点の外国人人口は9万人を超えており、多文化共生の取組の重要度が増しています。
- (4) 65歳以上人口が100万人に、75歳以上人口が60万人に、それぞれ迫ると見込まれる2025（平成37）年が間近となります。健康で自立した生活が続けられるよう、健康づくりの支援を進めるとともに、必要な時に医療や介護を提供できる体制

づくりが今まで以上に必要になります。

2 都市間競争の加速

- (1) これまで、人や企業を惹きつける魅力あるまちづくりを進め、みなとみらい21地区の開発や企業誘致に取り組んできた結果、昼夜間人口比率は改善傾向にあります。
- (2) 2017（平成29）年度に実施した横浜市外転出者意識調査の結果は、横浜への再転入意向のある方が約8割を占めるなど、横浜の魅力を裏付けるものとなっています。
- (3) 一方で、市内総生産や法人市民税額など、東京と比較した場合、経済規模で大きな差があります。また、横浜市から東京都区部への転出だけでなく、川崎市、相模原市、県央地区、湘南地区に対しても、転出超過の状態が続いています。
- (4) 横浜の活力をより一層向上させるために、これまでの取組を加速させ、人口の社会増の維持や、積極的な企業誘致、観光・MICEなどにより交流人口を拡大することが欠かせません。
- (5) 世界でも確固たる存在感を発揮する都市であり続けるため、常に新たなチャレンジと発信を行うことで、横浜のブランド力を高める必要があります。

3 グローバル化の進展、産業構造の変化、技術革新

- (1) 社会のデジタル化が進展し、ビッグデータ解析など、より効果的なデータの分析・活用ができる環境が整い、AI・ロボット等の先端技術を活用し、福祉・医療、防災、観光、経済等の幅広い分野における、サービスの高度化などが期待されています。

- (2) 経済活動のグローバル化の進展や産業構造の変化、IoT、AIなどの技術革新が加速する中で、国内外からの戦略的な企業誘致、産業・人材の集積をいかしたイノベーション創出などにより、市内企業の事業機会の拡大を促し、横浜経済のさらなる活性化を推進することが、これまで以上に求められます。
 - (3) 多様な働き方へのニーズに対応した取組を積極的に支援するなど、働きやすい環境づくりを推進し、労働力人口の減少に対応していくことが、今後ますます重要になります。
- 4 文化芸術への関心の高まり
- (1) 横浜トリエンナーレは、2001（平成13）年に第1回が開催されて以来、定期的開催され、最新の現代アートの動向を提示する国際展として定着しました。
 - (2) また、2012（平成24）年以降、Dance Dance Dance @ YOKOHAMA、横浜音祭りの横浜芸術アクション事業や東アジア文化都市としての取組により、横浜の持つ魅力を国内外に発信し、文化芸術創造都市としての存在感を発揮してきました。
 - (3) こうした取組に加え、世界の大都市にあるような、質の高い文化芸術に触れることができる本格的な劇場を整備することにより、横浜の魅力をさらに高め、プレゼンスを大きく向上させることが期待できます。
- 5 花と緑にあふれるまちづくり、地球温暖化対策など環境分野の取組の加速
- (1) 平成21年度から進めてきた「横浜みどりアップ計画」の取組や、600万人が来場した全国都市緑化よこはまフェアの成

果などにより、市民の花や緑に親しむ機運が一層高まっています。また、都市農業振興基本法の制定により、市街地における都市と農地のあり方が変化し、都市と農の共生が求められるなど、未来に花と緑を引き継ぐ、豊かな環境づくりを進める時期を迎えています。

- (2) 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）においてパリ協定が採択されたことで、世界的に地球温暖化対策が加速しています。このような世界的な取組のもと、本市としても、地球温暖化対策を積極的に推進し、全国を取組をけん引していくことが期待されています。

6 交通ネットワークの変化

- (1) 広域的には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通（寒川北 I C～海老名 J C T等）により、東名高速道路から東北自動車道までつながる高速道路が形成されたことに加え、2020（平成32）年頃の羽田空港の国際便増便や新東名高速道路の開通、2027（平成39）年の中央新幹線（リニア）の開業が予定されるなど、横浜の交通利便性の向上が見込まれています。
- (2) 市内では、横浜北線が開通したことに加え、横浜環状北西線・南線等の開通や神奈川東部方面線の開業が予定されており、横浜を取り巻く人やモノの流れの大きな変化が見込まれ、さらなる成長・発展の大きなチャンスを迎えています。
- (3) これらの利便性の向上の機会を最大限に活用し、新たな交通結節点と連動したまちづくりや産業拠点の形成を進め、都市の活性化につなげる必要があります。

7 郊外部の活性化

- (1) 郊外部の住宅地では、自然豊かで良好な住環境や、活発な地域活動など、それぞれの地域の特色をいかしたまちづくりを進め、横浜の魅力を最大限に引き出してきました。
- (2) 一方で、大規模団地等の集合住宅の老朽化や空き家の増加、少子高齢化の急速な進展などが見られ、こうした都市共通の課題に積極的に取り組んでいくことが必要です。
- (3) そのためにも、市民の生活利便性、活力の維持・向上とともに、将来の本格的な人口減少社会を見据えて、効率的なまちづくりに取り組んでいくことが重要です。
- (4) また、買い物や通院といった日常生活を支える地域の交通サービスは、高齢化による人口構成の変化や住民のニーズ等に対応し、将来にわたり確保していく必要があります。

8 地域コミュニティの活力向上

- (1) 市内の各地域では、それぞれの実情に合わせて、自治会町内会、企業、学校、NPO法人などが連携し、魅力と活力あふれる地域がつくられてきました。このような市民力は、横浜の大きな力となっています。
- (2) 一方、地域課題が複雑化・多様化し、地域の関係が希薄化する中で、地域のつながりが果たす役割が注目されています。単身高齢者や子どもを地域で見守る環境づくりなどのために、地域コミュニティの力が不可欠です。

9 防災・減災意識の向上、あらゆる災害への対応の強化

- (1) 全国的に多発している局地的な大雨等や、近い将来に発生が危惧されている大規模地震から市民の生命と財産を守るた

め、災害に強いまちづくり、自助・共助の取組に力を入れ、防災・減災機能の強化を進めてきました。

- (2) 市民生活や経済活動を将来にわたり支えるため、政府が進める国土強靱化を踏まえ、これまでの防災・減災の考え方を一歩進め、様々な自然災害に対し、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さ」と「しなやかさ」を持った都市づくりを進めることが期待されています。

10 公共施設の老朽化

- (1) 人口急増期に集中して整備し、これまで市民生活や横浜経済を支えてきた都市インフラの老朽化が進行しています。そのため、適切な保全・更新を今後も行っていく必要があります。
- (2) 学校や市営住宅等の公共建築物については、目標耐用年数を築70年とした場合、平成40年代以降に集中して大量の建替えの必要が生じるため、現段階から平準化を考慮して計画的に建て替えていくことが求められます。
- (3) 人口減少社会を見据え、公共建築物の建替えにあたっては、地域のニーズ等を踏まえた再編整備を検討するとともに、今後の施設のあり方について検討をしていく必要があります。

11 戦略的・計画的な土地利用

- (1) これまで、横浜の将来にわたる持続的発展のため、良好な緑や農地の保全などとのバランスを図りながら、メリハリある土地利用を進めてきました。
- (2) 横浜を取り巻く環境が大きな転換期を迎える中で、市の資

源・ポテンシャルを最大限発揮させ、都市課題の解決や、地域の活性化を着実に進めていくため、戦略的・計画的な土地利用誘導の推進、及び都市環境の変化に対応した土地利用規制の見直しの検討が必要です。

第2 中期4か年計画2018～2021の枠組み

本計画は、これまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくために、2030（平成42）年を展望した中長期的な戦略と計画期間の4年間に重点的に推進すべき政策を取りまとめました。併せて、政策を進めるにあたり土台となる行財政運営を示しました。

1 ねらい

本計画期間中に、横浜の人口は減少が見込まれ、これまで経験したことのない社会状況を迎えることから、人口減少・超高齢社会が進展するにあたり生じる解決すべき課題や老朽化する公共施設への対応にしっかり取り組み、安全・安心な市民生活を守り、住みたいまち・住み続けたいまちを実現します。

一方、これまでの取組により、計画期間中に国際的なビッグイベントが相次いで開催されるとともに、企業の本社・研究開発拠点の立地、MICE施設や音楽ホールなどの集客施設、ホテルの開業なども予定されており、さらなる飛躍に向けたチャンスが到来しています。また、長年取り組んできた道路や鉄道などの都市インフラ整備も着実に進み、交通利便性の向上が見込まれています。

このようなチャンスをいかし、横浜の魅力を発信し、国内外からの交流人口の増加に結び付け、また、企業や魅力的な集客

施設の集積をさらに促すことにより、横浜経済を活性化させ、財政基盤を確保し、都市の持続的な成長・発展を実現します。

2 基本姿勢

本計画を策定・推進するにあたっての基本姿勢として、次の点を重視して取組を進めていきます。

(1) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた取組

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能な開発のため、経済・社会・環境の統合的取組に重点が置かれ、地方自治体も含んだ幅広い関係者の連携が重視されています。本市としても、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいきます。

(2) データ活用・オープンイノベーションの推進

市民ニーズの複雑・多様化が進む一方、社会のデジタル化が進展し、より効果的なデータの分析・活用ができる環境が整いつつあります。このため社会的課題の解決や、新たな価値・サービスの創出に向け、データ及び先端技術の活用や、市民、企業、大学研究機関等と連携したオープンイノベーションの取組を進めていきます。

(3) 地域コミュニティの視点に立った課題解決

少子高齢化の進展などにより家族や地域のあり方が変化する中で、身近な地域の課題を解決するためには、地域の様々な団体・人々がつながり、お互い協力していくことが重要になります。そのため、区局が連携し、地域において様々な取組を進める方々に寄り添いながら、地域コミュニティを支える取組を進めていきます。

3 計画期間

2018（平成30）年度から2021（平成33）年度までの4年間

4 計画の構成

2030（平成42）年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の4年間の38の政策・行財政運営で構成します。人権尊重の考え方に立ち、計画を推進していきます。

(1) 2030（平成42）年を展望した、横浜の持続的成長・発展を実現するための6つの戦略

ア 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

イ 花と緑にあふれる環境先進都市

ウ 超高齢社会への挑戦

エ 人が、企業が集い躍動するまちづくり

オ 未来を創る多様な人づくり

カ 未来を創る強靱な都市づくり

(2) 計画期間2018（平成30）年度～2021（平成33）年度の4年間の取組

ア 38の政策

多様な分野の多岐にわたる課題を解決する38の政策

イ 行財政運営

政策を進めるにあたって土台となる持続可能な行財政運営の取組

5 計画のPDCA

社会経済状況の変化に柔軟に対応する、中長期的な戦略、38の政策、行財政運営、それぞれのPDCAサイクルにより、しっかりと検証しながら進める計画としていきます。

第3 中長期的な戦略

1 中長期的な戦略の概要

中長期的な戦略は、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展などの直面する課題を乗り越え、都市の持続的な成長・発展を実現するため、6つの戦略を連動させながら実行していきます。

各戦略では、2030（平成42）年を展望した取組の方向性と、具体的な取組を示す行程表を掲載しています。

2 戦略1『力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現』

(1) 方向性

中小企業への基礎的支援に加え、企業・大学・研究機関等の集積の強みをいかしたさらなる企業誘致の推進や、オープンイノベーションによる産業創出に向けた取組を進め、市内企業の成長・発展につなげます。また、文化芸術創造都市の取組や観光・MICE、スポーツの振興により、活力と賑わいのある都市を実現します。

(2) 市内企業の成長・発展と戦略的な企業誘致

ア 市内企業の持続的な成長・発展

市内中小企業の喫緊の課題への対応として、人材の確保、円滑な事業承継などへの支援を進めるほか、経営相談や企業訪問などの基礎的支援を充実させます。また、I・TOP横浜やLIP. 横浜などのプラットフォームからの事業展開、研究開発人材・起業家・学生等が交流できる拠点機能の充実により、オープンイノベーションを推進します。さらに、Y—PORT事業や海外拠点の戦略的な活用な

どにより、市内企業の海外展開を支援するほか、世界で活躍できる人材の育成・支援や外国人材の誘致・定着を推進します。

イ 産業拠点の強化と戦略的な企業誘致

京浜臨海部や金沢臨海部のさらなる活性化や、関内地区における業務機能等の強化、新たなビジネスを創出しやすい魅力ある環境の構築など、産業拠点の強化につながる取組をまちづくり施策と連動しつつ進め、戦略的な企業誘致を推進します。また、研究開発拠点、外資系企業、ベンチャー企業などの立地を促進し、市内企業の事業機会や雇用の場の拡大を図ります。

ウ 活力ある都市農業の推進

先進技術導入や6次産業化による高付加価値化などの展開を図るとともに、地産地消に取り組む多様な主体と連携した農のプラットフォームの充実や、「横浜農場」の積極的なプロモーション、多様な担い手の支援などにより、都市農業の活性化を図ります。

(3) 文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出

新しい価値を生み出し、魅力を高める文化芸術創造都市

国内外を問わず多くの人を惹きつける都市を目指して、質の高い文化芸術に触れることができる本格的な劇場など、横浜の新たな魅力・賑わいを創出します。また、横浜らしい特色のある芸術フェスティバルの開催や東アジア文化都市を通じた国際交流などにより、横浜の持つ魅力を国内外へ発信します。

歴史的建造物等を活用した賑わいづくりや創造性をいかしたビジネス創出などにより、新しい価値を生み出すとともに、市民が行う文化芸術活動への支援や、活動拠点となる施設の整備などを進めることにより、文化的に豊かな市民生活の実現を目指します。

(4) 観光・M I C E、スポーツによる集客促進と地域経済活性化

ア 活気あふれる観光・M I C E都市

ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック、第7回アフリカ開発会議の開催、クルーズ客船の寄港や羽田空港の発着便の増加などを契機とした都心臨海部の魅力向上などを通じ、交流人口の拡大を目指し、公民一体でデータに基づいた観光施策を推進します。国内外へのプロモーション強化、他都市との連携、モノからコトへの消費動向の変化等をとらえた魅力ある観光コンテンツづくり、観光客のニーズを踏まえた受入環境の充実などにより、まちの賑わいと消費の拡大を目指します。

新たなM I C E施設整備を好機とし、経済波及効果の高い国際会議等の誘致やM I C E関連産業の強化などを進め、「グローバルM I C E都市」としての機能を強化します。

イ スポーツ都市横浜の推進

ラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けた横浜を魅せる取組や機運の醸成を進め、大会を契機とした市民のスポーツ意欲の向

上や参加機会の充実、ボランティア文化の醸成・定着などレガシーの創出につなげます。

プロスポーツとの連携や大規模スポーツイベントの開催等を通じた集客促進を観光施策と連動させながら進め、市民のスポーツへの愛着醸成や国内外への発信力を強化します。

年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを推進し、スポーツを通じた市民の暮らしの充実やまちの活性化を目指します。

3 戦略2 『花と緑にあふれる環境先進都市』

(1) 方向性

花・緑・農・水をいかした「ガーデンシティ横浜」の推進、SDGsやパリ協定の視点を踏まえた地球温暖化対策等の大都市モデルの構築、持続可能な循環型社会の構築、環境にやさしいライフスタイルの実践・定着を進め、自然共生と経済発展を実現し、魅力と賑わいのあふれる環境先進都市を構築します。

(2) 豊かな自然環境と暮らしが共存する都市づくり

ア 花・緑・農・水をいかした魅力と活力あふれるまちの実現

市民・企業等の様々な主体が連携し、安らぎや交流を生み出す場づくりや魅力ある空間づくり、公民連携による公園の活用など、花・緑・農・水を活用した幅広い取組を展開する「ガーデンシティ横浜」を推進するとともに、国際園芸博覧会の招致につなげ、まちの活性化や賑わいの創出

を図ります。

イ 水・緑環境の保全・創出

かけがえのない自然環境を次世代につなぐため、緑の10大拠点などの樹林地や農地等の保全、地域の特性をいかした緑の創出、水と親しめる水辺環境の創出、身近に農とふれあえる場の創出、生物多様性の保全や豊かな海づくりなどを進めます。

ウ グリーンインフラが有する多様な機能の活用検討・実践

良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの活用の検討を進め、魅力あふれる都市環境の充実と豊かな暮らしの創出につなげます。

(3) 経済活動を支える低炭素・循環型の都市づくり

ア SDGs 未来都市の実現

環境未来都市の取組を新たなステージに発展させる「SDGs 未来都市」として、自治体SDGsモデル事業をはじめ、環境・社会・経済の三側面からの統合的発展につながる様々な取組を市民・企業等との連携により展開し、環境を軸に、経済や文化による新たな価値・賑わいを創出し続ける都市の実現を目指します。

イ 地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの実現と発信

脱炭素化を目指す「Zero Carbon Yokohama」を示し、高い市民力や企業の集積、多様な都市の資源等をいかした省

エネ・再エネ・エネルギーマネジメント等の取組を進めることで、持続可能な大都市モデルを実現し、国内外へ発信します。

ウ 持続可能な循環型社会ときれいなまちの実現

「ヨコハマ^ス^リ^ム3R夢プラン（平成23年1月策定）」のもと、市民・企業等の様々な創意工夫による環境行動を推進するとともに、新たな焼却工場の整備や施設での創エネ・省エネ、最終処分場の延命化など、資源循環を支える施設等の充実・強化に取り組み、持続可能な循環型社会を構築します。

また、市民の主体的な美化活動などにより支えられている、清潔できれいなまちづくりの取組の輪を広げ、横浜のまちの魅力をさらに高めていきます。

(4) 環境プロモーションの展開・国内外への発信

ア 環境にやさしいライフスタイルの実践と定着

市民・企業等との連携による幅広い世代への環境教育や環境行動の実践、環境プロモーションを展開し、生物多様性の保全、地球温暖化対策、3R行動、食品ロス削減等の環境にやさしいライフスタイルの実践と定着を図り、自然環境を次世代に継承し、人と自然が共生する持続可能な社会を目指します。

イ 環境の取組の国内外への発信

国際関係機関や環境分野等で優れた技術を有する市内企業等と連携し、世界各地で顕在化する都市課題の解決に向けた協力を行うとともに、国際的なイベントや会議等を活

用し、優れた環境の取組を国内外へ発信することで横浜のプレゼンス向上を図ります。

4 戦略3『超高齢社会への挑戦』

(1) 方向性

超高齢社会への挑戦として、誰もがいくつになってもその人に合う役割を持って地域社会と関わることなどにより、いつまでも健康で生きがいを実感し、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を実現します。実現に際し、医療や介護が必要になっても地域で生活できるよう、介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。

(2) 互いに支え合う地域づくり

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり

市民一人ひとりがお互いを認めあい、立場や背景を超えてつながることにより、様々な困難を抱えた場合も社会から孤立せず、安心して暮らせる地域社会を目指します。

また、社会福祉協議会や地域ケアプラザと共に地域の全ての住民や活動する団体がお互いに支えあい、いきいきと活躍できるよう、ボランティアや見守りなど地域福祉保健活動への参加の仕組みづくりを進め、社会参加を促進します。さらに、地域住民や関係団体、企業やNPO、学校などが生活課題や地域課題を「わたしたちのまちにある課題」としてとらえて連携し、それぞれの力をいかして解決できる地域づくりを進めます。

(3) 健康で自立した生活の継続

活力ある横浜を支える一人ひとりの健康の維持

若い世代からの運動や食生活等の生活習慣の改善などによる健康行動の習慣化、健診／がん検診受診の推奨等による生活習慣病の重症化予防、健康づくり・介護予防活動の支援を体系的に進めることにより、健康で自立した生活の継続を図ります。

働き・子育て世代からの健康づくりを進めるため、企業等の健康経営の取組を支援します。また、健康情報の提供や地域活動への支援を通じて、健康づくり・介護予防を一体的に進め、いくつになっても健康で自立した生活を送ることができる市民を増やし、健康寿命の延伸を図ります。

(4) 必要な時に医療や介護を提供できる体制づくり

ア 望む場所で自分らしく暮らすための地域包括ケアシステムの構築・推進～ポジティブ・エイジング～

高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築・推進します。

24時間対応可能な地域密着型サービスや生活支援の充実など、在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を図るとともに、介護人材の確保・定着支援・専門性の向上を進めます。また、認知症の正しい理解を広め、認知症の人が暮らし続けられる地域づくりを進めます。さらに、特別養護老人ホームの整備を加速させるなど、多様なニーズや状況に応じた施設・住まいの整備を推進します。

イ 適切な医療を受けるための医療提供体制の充実

効率的・効果的で質の高い医療提供体制を整えるとともに、保健・医療・介護等の切れ目のない連携を進め、健康で安心して暮らせる社会を実現します。

在宅医療の充実や在宅医療連携拠点を軸とした医療と介護の連携を強化します。また、将来必要となる病床機能の確保及び連携体制の構築や、それらを支える医療人材の確保・育成に取り組むとともに、小児・周産期医療の充実や総合的ながん対策の推進、救急医療を含めた救急救命体制の充実を図ります。さらに、医療提供体制の基幹となる病院の再整備を進めます。

ウ 希望にかなった暮らしと、その後の備えへの支援

生活の場や治療内容などについて、自らの意思で自身の生き方を選択するため、本人による自己決定の支援を行い、希望に応じた介護・医療を受けるための取組に着手します。

また、人生の最終段階を安心して過ごせるよう、在宅医療や看取り等についての市民理解促進のための普及・啓発を進めます。さらに、増加する火葬や墓地の需要に対応するため、新たに斎場・墓地の整備を行います。

5 戦略4『人が、企業が集い躍動するまちづくり』

(1) 成長と活力を生み出す都心部

ア 方向性

横浜の成長をけん引する都心臨海部・新横浜都心に加え、京浜臨海部等も含めたエリアで、各地区の特性と魅力を

いかした機能強化を一体的に進めます。また、国内外から人や企業が集い、活躍できる就業・生活環境の充実や、来訪者がまちを楽しみ回遊できる多彩な交通の充実等により、成長と活力を生み出します。

イ 都心臨海部・新横浜都心と、京浜臨海部等の魅力あるまちづくり

(ア) 横浜駅周辺地区

西口の駅ビル整備や鶴屋地区の国家戦略住宅整備事業等の再開発、東口の駅前開発など、エキサイトよこはま22により、国際都市横浜の玄関口にふさわしいビジネスや交流などの拠点形成を図り、都心臨海部全体を視野に入れ、一体的にまちづくりを進めます。

(イ) みなとみらい21地区

国際ビジネス・MICEの拠点として、本社機能・研究開発拠点等の集積をいかして新たなビジネスを創出し、さらなる企業誘致につながる好循環を生み出すとともに、MICE施設やエンターテイメント施設等の活用・集積を、まち全体の賑わい創出につなげます。

(ウ) 関内・関外地区

関内駅周辺地区で現市庁舎街区の活用等による「国際的な産学連携」、「観光・集客」をテーマとする新たなまちづくりを進めるとともに、これまでの「文化芸術」、「業務」に加え、横浜文化体育館再整備や横浜スタジアムの改修など、「スポーツ・健康」をテーマとしたまちづくりを進めることで相乗効果を生み出し、地区全体

の活性化につなげます。

(エ) 山下ふ頭周辺地区

都心臨海部の新たな魅力創出を目指し、大規模で魅力的な集客施設の導入などを含めたハーバーリゾートの形成に向けて再開発を推進します。

(オ) 東神奈川臨海部周辺地区

東神奈川駅周辺の再開発の推進とともに、新たな拠点として東高島駅北地区での総合的な再編整備や、中央卸売市場と連携した山内ふ頭周辺の賑わい創出などを進めます。

(カ) 新横浜都心とその周辺

神奈川東部方面線の整備による交通利便性の向上をいかし、沿線のまちづくりを進めます。新横浜都心では、商業・業務機能の集積や、市街地開発により都心機能の強化を推進するとともに、新横浜都心と直結することとなる日吉・綱島地区では、新綱島駅周辺での市街地開発など、地区のポテンシャルをいかすまちづくりを進めます。

(キ) 京浜臨海部

イノベーションを促進するための環境づくりなど、経済施策と連動させるまちづくりを進め、先端産業をけん引する魅力ある新たな都市空間を形成します。

(ク) 公民連携等の手法を活用したまちづくりの推進

各地区での賑わいや活力を生み出すため、公民連携（PPP）などの手法の検討を進めます。また、統合型リ

ゾート（IR）については、国の動向を見据え、検討します。

ウ 人や企業が活躍できるまちづくり

人や企業が集まり、活躍できる環境づくり

関内での既存ビルのリノベーションの促進や、京浜臨海部での新たな価値を生み出す産業集積など、産業振興とまちづくりを一体的に進め、地区の特性や魅力を最大限活用した新たな企業誘致・集積を進めます。

また、グローバル化の進展や働く人々のライフスタイルに対応した国家戦略住宅等の都市型住宅や医療・教育等の就業・生活環境づくりを進めるとともに、交通利便性の向上や生活道路の整備など、安全・安心なまちづくりを進めます。

エ 賑わいと回遊性を生み出すまちづくり

人々の交流や回遊性を生み出す賑わいあるまちづくり

観光・MICE、スポーツや文化芸術等の目的で訪れる人々がまちを楽しみ、回遊できるように、客船ターミナルや鉄道駅等での来街者への受入環境整備を進めるとともに、花や緑、水辺や道、歴史的建造物等の魅力資源をつなぐまちづくりを進めます。

さらに、既存の鉄道・バス等の利便性の向上を図ることに加えて、連節バスを活用した「高度化バスシステム」や水上交通、新技術を活用した移動手段など、多彩な交通を充実させ、交流や回遊を生み出すまちづくりを進めます。

(2) 誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部

ア 方向性

駅周辺の生活拠点機能の強化や住宅地の活性化・魅力向上、それらをつなぐ身近な交通ネットワーク等の維持・充実により、若い世代をはじめ多世代に選ばれるまちづくりを推進します。また、米軍施設の跡地利用など、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に資する戦略的な土地利用誘導によるまちづくりを推進します。

イ コンパクトな郊外部のまちづくりの推進

(ア) 鉄道駅周辺のまちづくり

駅周辺では、各地域の特性に応じて、多様な暮らし方や働き方などの変化に対応し、地域の生活や経済を支える拠点を形成します。主要な駅を中心に市街地開発や周辺の道路・交通等の都市基盤整備を進めるとともに、地区計画等の規制誘導手法を活用し、民間事業者等と連携しながら、業務、商業、住宅等の機能集積を図り、多世代に選ばれるまちづくりを進めます。

(イ) 住宅地の活性化・魅力向上

住宅地では、民間事業者や大学など多様な主体と連携しながら、医療・福祉、買物、子育て、教育等の日常生活を支える機能の導入や身近な就労の場の確保等を図るとともに、水や緑など豊かな自然環境をいかした住環境の整備を進め、多世代が暮らしやすい住宅地を形成します。

また、住まいの公的団体と連携した「団地再生コンソーシアム」等の取組により、団地の建替え等による再生

やコミュニティの活性化等に向けた支援を進めます。

(ウ) 市民に身近な交通ネットワーク等の維持・充実

駅周辺と住宅地等をつなぐバス等の公共交通の維持・充実に取り組みます。また、買物や医療・福祉、子育て等のニーズにも対応するため、地域住民や民間事業者などの多様な担い手との連携強化や、自動運転等のICTの活用を検討するなど、新たな交通サービスの導入に向けた取組を進めます。

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、駅への可動式ホーム柵の整備促進や、駅及び駅周辺のバリアフリー化等を推進するとともに、通学路や踏切の安全対策等を進め、誰もが利用しやすく安全な交通の実現に取り組みます。

ウ 戦略的な土地利用誘導・まちづくりの推進

(ア) 都市インフラ整備等の機会をいかしたまちづくり

駅やインターチェンジの周辺など、都市的土地利用が見込まれる地域では、緑や農地の保全とのバランスを図りながら、医療・学術研究機関、ロジスティクス産業、商業、住宅等の誘致・集積を進め、人や企業を惹きつける戦略的な土地利用誘導によるまちづくりを進めます。また、市街地における大規模な土地利用転換の機会をとらえ、周辺環境との調和を図りながら、生活利便機能など地域特性に応じた土地利用を誘導します。併せて、都市環境の変化に対応した土地利用規制の見直しの検討を進めます。

(イ) 米軍施設の跡地利用の推進

市内に残された貴重な資産である米軍施設跡地では、広大な土地や立地特性等をいかし、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を進めます。

旧上瀬谷通信施設では、国際園芸博覧会の招致と連携し、農業振興や新たな都市的土地利用を図るとともに、新たな交通の整備など、総合的なまちづくりを進めます。また、旧深谷通信所では、緑豊かな環境をいかしながら、健康・スポーツの拠点形成を目指していくとともに、根岸住宅地区等の跡地活用の検討を進めます。

6 戦略5『未来を創る多様な人づくり』

(1) 方向性

子育て支援や教育の推進により、子どもの成長や子育て家庭を支えます。働き方改革や多文化共生、「協働による地域づくり」の視点も踏まえた取組を進めます。横浜の未来を創るあらゆる人への投資に一層力を入れ、人権尊重の考え方に立って、誰もがポテンシャルを存分に発揮できる社会を実現します。

(2) 子ども・子育て支援・教育の推進

ア 将来にわたり安心して子どもを産み育てられる環境づくり

多様化する子育てニーズに対応するため、妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目のない支援の充実や、受入枠拡大と人材確保による総合的な待機児童対策の推進、質の高い保育・幼児教育の実現、放課後児童の居場所づくりを推進

します。

併せて、家庭の経済負担軽減により、子どもたちにとって受診しやすい環境を整えるため、小児医療費助成制度の対象拡大等にも取り組み、全ての子育て世代が地域で安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

イ 子どもたちの可能性を広げる教育の推進と魅力ある学校づくり

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を育むことを目指し、学習指導要領の改訂を受けた新たな授業づくりや、教育の質の向上等を進め、子どもたち一人ひとりの可能性を広げる教育を推進します。

いじめや不登校、教職員の働き方改革等の課題に取り組むとともに、老朽化した学校の計画的な建替えや、中学校昼食における「選択制」の充実により、安心して学べ、魅力ある学校づくりを進めます。

ウ 子どもたちの健やかな育ちを守る取組の推進

次代を担う子どもたちが健やかに成長し、個々が持つ能力や可能性を發揮できるよう取組を推進するとともに、児童虐待対策や社会的養護の推進、子どもの貧困対策、就学・教育上のきめ細かな支援、ひきこもり等の課題を抱える子ども・若者支援等により、子どもたちの成長の礎を支えます。

(3) 女性・シニア・若者の活躍支援

ア 女性の活躍支援

女性自身の就職及びキャリアアップに向けた支援や起業

支援を行うとともに、市内企業における環境整備や経済団体との連携、多様で柔軟な働き方に対する支援など、横浜ならではの取組を一層推進します。

併せて、誰もが自分のライフスタイルに合わせて仕事、育児、介護、地域活動などに取り組み、より豊かな生活を送ることができる社会を実現します。

イ シニアパワーの発揮と若者の活躍支援

自分らしい充実した日常生活を営むため、これまでに培ってきた能力や経験をいかして、シニアが生涯現役で活躍し続けられる仕組みや、無限の可能性を秘める若者が豊かな能力を発揮できるよう就労・自立支援などを充実させ、それぞれの力や強みを存分に発揮できる社会を目指します。

(4) 誰もが自分らしく活躍できる社会の実現

ア 多様性を認め合い人権を尊重しあう社会の実現

様々な人権課題についての認識を深め、市民や市職員の人権意識の向上を図るとともに、支援を充実させることで、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指します。

イ 障害児・者等が自己選択・自己決定できる社会の実現

障害のある方とその家族の不安や悩みを受け止める機能の充実、就労や社会参加の場を選択できる仕組みづくりを進め、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、暮らしていくことができる社会を実現します。

ウ 生活に困難を抱える方への支援の推進

生活困窮や、様々な事情により困難を抱える方々が、周囲から孤立することなく安定した生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を推進します。

エ 多文化共生の推進

市内在住の外国人や外国につながる子どもたちへの生活基盤支援を充実させるほか、地域におけるつながりの強化や、文化的多様性もいかした地域・社会での活躍促進も図り、多文化共生社会の実現を目指します。

7 戦略6『未来を創る強靱な都市づくり』

(1) 災害に強い安全で安心な都市

ア 方向性

様々な自然災害に対し、被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興につなげる取組を総合的かつ計画的に実施するため、「横浜市防災計画」や「横浜市強靱化地域計画」等を踏まえ、危機対応力の強化や、自助・共助の推進等により、災害に強い人づくり・地域づくりを進め、地震や局地的大雨等に強い、安全で安心な都市を実現します。

イ 危機対応力の強化

機能の充実による災害対応力の強化

近年の大規模な自然災害の教訓や通信技術の進展を踏まえ、市民や来街者等に対して、災害に関する必要な情報を迅速かつ正確に伝えるため、既存設備を活用し、情報伝達手段の機能強化を図るとともに、災害情報の多様な伝達手段について検討を進めます。

消防防災活動の中核となる消防本部庁舎の整備等による

災害対応力や活動体制の強化、市内13の災害拠点病院を中心とした負傷者等への医療提供や地域医療機関の支援体制の構築などによる災害医療体制の機能充実を図るとともに、さらなる救急需要増加に的確に対応するため、公民連携による搬送体制の検討等により、救急救命体制の充実を進めることで、市民の生命や財産を守る、安全で安心な都市の実現を図ります。

ウ 災害に強い人づくり・地域づくり

(ア) 自助・共助の推進

横浜市民防災センターのコンテンツ充実等により、幅広い世代への防災研修・教育を進めることで、市民・企業等の防災意識の向上を図ります。

地域防災の要である消防団員の充足率100パーセントの実現・維持、地域における防災・減災の取組を率先して行う防災・減災推進員の育成、地域が主体となって進める防災活動の支援などを進めることで、災害に強い人づくり・地域づくりを推進します。

(イ) 災害対応の充実

近年の大規模な自然災害の教訓を踏まえ、災害時要援護者などに対する地域での自主的な支え合いの取組支援の充実や、地域防災拠点の機能強化など、地域における災害対応の充実を図ります。

エ 災害に強い都市づくり

(ア) 地震や地震火災に強い都市づくり

近い将来に発生が危惧されている大規模地震に備え、

緊急輸送路等の整備や上下水道施設の耐震化をはじめとした都市基盤施設の充実、建築物の耐震化、狭あい道路の拡幅整備、緊急輸送路等の無電柱化の推進など、市民生活や横浜経済を支える防災・減災機能を高め、良好で安全な市街地形成を進めることで、地震に強い都市の実現を図ります。

また、「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月制定）」に基づく防火規制区域内を中心に、建築物の不燃化推進や都市計画道路の整備等による延焼遮断帯の形成、出火防止に資する様々な施策等を進め、燃えにくい燃え広がらない都市の実現を図ります。

(イ) 局地的な大雨等に強い都市づくり

気候変動の影響等により、増加傾向にある局地的な大雨や、巨大台風の発生に対し、適応の観点も含め、臨海部における高潮対策のほか、河川、下水道、公園緑地、道路など、まちづくりの事業が連動した総合的な浸水対策、グリーンインフラや下水道施設の活用、河川流域の市民等への啓発の充実などにより、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」に向けた減災の取組を推進し、局地的な大雨等に強い都市の実現を図ります。

また、人や都市機能が集中する横浜駅周辺などにおいて、公民連携による浸水対策をはじめとした防災機能を高める取組を推進します。

がけ地現地調査の結果を活用した取組により、民有の

がけ地の改善を促進するとともに、道路、公園緑地、学校用地等のがけ地の安全対策を着実に推進します。

(2) 市民生活と経済活動を支える都市基盤

ア 方向性

将来にわたる持続的な発展や多くの人や企業を呼び込む交通ネットワークの整備、国際競争力のある港などの都市基盤施設の充実を進めるとともに、市民生活と経済活動の基礎となる公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新を着実に進め、未来を創る強靱な都市を実現します。

イ 市民生活や横浜経済を支える都市基盤施設の充実

人やモノの往来を支える交通ネットワークの形成

横浜環状道路等の整備により、広域道路ネットワークを形成するとともに、都市計画道路の整備や道路と鉄道の連続立体交差事業などを推進し、市内の道路交通の利便性・安全性の向上を図ることで、市民生活や横浜経済を支える道路ネットワークの形成を進めます。

また、神奈川東部方面線の整備を進めるとともに、高速鉄道3号線延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）や横浜環状鉄道など、本市の鉄道構想路線について検討を進め、市内外の拠点間の移動の円滑化や利便性の向上を図り、人や企業を呼び込みます。

ウ 国際競争力のある港の実現

(ア) 東アジアのハブポート機能の強化

南本牧ふ頭や新本牧ふ頭でのコンテナターミナルとロジスティクス施設を一体的に配置した総合物流拠点の形

成を図るとともに、国際コンテナ戦略港湾の推進組織として設立された横浜川崎国際港湾株式会社と連携し、貨物誘致を進めます。

また、自動車貨物の取扱拠点として大型船に対応した岸壁整備や、船舶の国際的な排出ガス規制の強化等に対応した、LNGバンカリング拠点の形成に向けた取組の推進など、東アジアのハブポート機能の強化を図ります。

(イ) クルーズ客船の受入環境の充実・誘致推進

新港ふ頭客船ターミナルや大黒ふ頭C I Q施設の整備、既存の大さん橋ふ頭などの港全体での多様化するクルーズ客船への対応や、観光客へのおもてなし等の受入環境の充実とともに、関係者と連携した戦略的なクルーズ客船誘致を進め、地域経済の活性化につなげていきます。さらに、多くの市民が港を身近に感じる取組等を推進し、市民が誇れる港を目指します。

エ 公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新

(ア) 公共施設の着実な保全・更新の推進

市民生活や経済活動を支える都市インフラや公共建築物を含む公共施設の老朽化の進行に対し、「横浜市公共施設管理基本方針（平成27年3月策定）」に基づき、確実な点検と長寿命化を基本とした優先度を踏まえた計画的かつ効果的な保全・更新を着実に進め、将来にわたる安全性・強靱性を確保し、必要な機能・サービスの持続的な提供を図ることで、成長の基盤を支える強靱な都市

づくりを推進します。

(イ) 公共建築物の建替えと複合化等による再生

市立小中学校や市営住宅等の公共建築物の建替えなどの機会をとらえ、「横浜市公共建築物の再編整備の方針（平成30年2月策定）」に基づき、事業費の平準化やコスト縮減、多目的化や複合化等を考慮しながら、地域特性や時代のニーズを踏まえた公共建築物へと再生を図ります。

(ウ) 公共事業の品質確保と担い手の確保・育成に向けた取組

質の高い公共施設の保全・更新を安定的に進めるため、新技術の活用や適正工期の確保等を通じて、市内中小企業における担い手の確保・育成と生産性向上を図ります。

第4 38の政策

1 38の政策とは

38の政策は、「中長期的な戦略」に沿って、直面する課題や社会経済状況の変化にしっかりと対応するため、計画期間の4年間で重点的に推進すべき政策をとりまとめたものです。具体的には、政策の目標や方向性、現状と課題、政策の成果を示す指標、主な施策（事業）を掲載しています。

2 政策1 中小企業の経営革新と経営基盤の強化

(1) 政策の目標・方向性

ア 「横浜市中小企業振興基本条例（平成22年3月制定）」の趣旨を踏まえ、中小企業の経営基盤の強化を図るため、

経営相談への対応や資金繰りの円滑化など基礎的な支援に加え、近年、一層深刻化している人材確保や円滑な事業承継に向けた支援・取組を行います。

イ 横浜経済を支えている中小企業の経営革新を進めるため、生産性向上や販路拡大に向けた支援・取組を行います。

ウ 「横浜市商店街の活性化に関する条例（平成27年2月制定）」の趣旨を踏まえ、地域経済の活力の維持及び地域コミュニティの核として重要な役割を果たしている商店街の活性化に向け、賑わいの創出や魅力アップの取組を行います。

(2) 現状と課題

ア 市内企業の99.6パーセントを占める中小企業の経営基盤強化に向け、融資メニューの充実、相談対応、コンサルティングなどのきめ細かな支援を実施してきました。

イ 完全失業率は2.8パーセント（平成29年）と平成5年以来、24年ぶりの低水準に、市内有効求人倍率は1.39倍（平成29年）と平成5年以降で最も高い水準に、それぞれなりました。

ウ 生産年齢人口の減少や経営者の高齢化等を背景に、中小企業において、人手不足や後継者問題は深刻化しており、人材確保や円滑な事業承継に向けた支援が喫緊の課題となっています。

エ 中小企業の業況は回復傾向にあるものの、労働生産性は伸び悩んでいる面もあり、横浜経済の活性化のためには、中小企業の経営革新などによる成長・発展が不可欠です。

オ IoT、AI等の技術革新が進む一方で、コミュニティの核となる商店街の賑わい創出や、市民生活・文化に寄与する横浜マイスターなどの技能職のブランド力向上・継承に向けた支援も必要です。

3 政策2 イノベーション創出と戦略的な企業誘致

(1) 政策の目標・方向性

ア I・TOP横浜やLIP.横浜などのプラットフォームにより、オープンイノベーションの取組を強化することで、IoT、AI等の最新技術をいかした取組や健康・医療分野の革新的な研究開発を支援し、イノベーションの持続的な創出を目指します。

イ 関内地区のリノベーション促進によるオフィス環境の整備など、まちづくり施策と連動しながら戦略的な企業誘致を進め、市内企業の事業機会や雇用の場の拡大を図ります。

ウ 研究開発拠点、外資系企業、ベンチャー企業などの立地を促進し、京浜臨海部や金沢臨海部「LINKAI横浜金沢」などの産業拠点の活性化を図ります。

(2) 現状と課題

ア 「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（平成16年3月制定）」に基づく実績として、これまでに約3万4千人の雇用創出や約429億円の税収（平成29年度）につながりました。

イ 特に企業等が集積するみなとみらい21地区の事業所数、就業者数は増加しています。

ウ 横浜は東京に近接し、人口 370 万人を超える大消費地であるうえ、研究者・技術者が指定都市で最も多いことから、企業の研究開発機能、試作品開発機能の立地に適しているという特徴があります。

エ 横浜経済の維持・発展のためには、ニーズの多様化や人手不足、技術革新の進展などを踏まえ、自社内だけでなく、中小・大企業・大学等が互いの力をいかして新たな価値を生み出すことができるオープンイノベーションの推進や、起業・創業の促進、ベンチャー企業の育成など、新たな市場分野を開拓し、雇用やイノベーションを生み出す取組が必要です。

オ 市庁舎移転を契機として、関内駅周辺の業務機能を強化するため、まちづくり施策と連動した、関内地区の再生が必要です。

カ 市内企業の事業機会や雇用の場の拡大を図るために、企業誘致を積極的に展開し、産業拠点を強化し、横浜のビジネスエリアの価値を一層高めることが重要です。

4 政策3 国際ビジネスの促進とグローバル人材の育成・確保

(1) 政策の目標・方向性

ア 海外の活力をいかして、横浜経済の成長・発展につなげていきます。

イ 関係機関と連携し、グローバルに展開する本市の海外拠点も活用して、市内企業の海外展開の支援、外資系企業の誘致、観光誘客などを戦略的に進めます。

ウ Y—PORTセンター公民連携オフィスを拠点として、

国際機関等とも連携しながら、市内企業の海外インフラビジネス展開の支援をより一層進めていきます。

エ 横浜の成長・発展を支えるグローバルな活躍を目指す若者の育成・支援や外国人材の誘致・定着に取り組みます。

(2) 現状と課題

ア 新興国諸都市は、上下水道や廃棄物、エネルギーなど多くの都市課題に直面しています。過去に同様の課題を克服し知見・経験を有する本市は、環境分野等で優れた技術を有する市内企業と連携してこれらの課題解決に協力しており、都市開発マスタープランの策定など総合的な支援を行っています。このような中、合同調査やマッチングなどを通じて、海外でリサイクルプラントを建設するなど、企業の取組がビジネスに結び付く事例が増えてきました。横浜のまちづくりの事例が海外に提供されることで、国際社会からの本市への期待が高まり、市内企業の海外展開の機会が拡大しています。こうした流れを加速させていくため、平成29年度に、より専門的で一貫性を持った対応ができるようY—P O R Tセンター公民連携オフィスを設置しました。

イ 横浜経済の成長・発展に海外の成長市場や成長産業などの活力をいかすため、フランクフルト、上海、ムンバイにある本市の海外事務所がシティセールスやネットワーク形成を進めてきました。新たにニューヨークに開設する米州事務所は、外国企業の誘致や市内企業の海外ビジネス展開支援などに寄与することが求められています。

ウ 海外の活力をいかすには、将来の横浜を担う若者の育成など人材の国際化も重要です。

5 政策4 グローバル都市横浜の実現

(1) 政策の目標・方向性

ア SDGs（持続可能な開発目標）の理念や、「横浜市国際平和の推進に関する条例（平成30年6月制定）」の趣旨を踏まえた、海外諸都市や国際機関との連携・協力等の取組を進め、「世界とともに成長する横浜」の実現を目指し、国際社会の平和と繁栄に貢献します。

イ 本市のグローバルネットワークを強化・活用し、海外諸都市等と様々な分野の政策課題に共に取り組み、市民・企業の活躍促進につなげます。また、本市の経験等をいかした都市課題の解決に向けた国際協力を一層推進します。

ウ 市民の多文化理解や国際感覚醸成も進めながら、日本語支援や地域コミュニティとのつながり支援等により、在住外国人との多文化共生を一層推進します。

(2) 現状と課題

ア 本市は、国際的な取組を重視し、指定都市で初めて「国際局」を設置しました。

イ 海外8都市と姉妹・友好都市提携を結び、文化・教育・経済などの分野で連携を深めてきたほか、具体的なテーマや期限を定めて交流を行う7つのパートナー都市、交流・協力に関する5つの共同声明などを通じて連携を進めています。

ウ 都市づくりの覚書を締結しているセブ・ダナン・バンコ

ク・バタムをはじめとする新興国都市に対し、アジア開発銀行や世界銀行、JICA、シティネットなどと連携しながら、気候変動、省エネルギー、防災などの国際協力を行ってきています。

エ 今後も、国際社会の主要目標であるSDGsの理念も踏まえ、海外諸都市等との連携・協力関係をさらに強化し、「世界とともに成長する横浜」の実現、国際社会の平和と繁栄への貢献が求められています。

オ 第4回、第5回に続き、第7回アフリカ開発会議が2019（平成31）年に横浜で開催されます。これまで進めてきたアフリカ各国との市民交流、女性活躍や環境分野での連携・協力を一層進め、経済分野などでも関係強化を図ることが期待されています。

カ 市内在住の外国人が9万人を超え、区役所や国際交流ラウンジなどでの相談対応、支援に力を入れています。今後、在住外国人と地域社会が共に暮らしやすいまちづくりをさらに進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックによる共生社会実現への機運の高まりをとらえ、在住外国人の活躍促進を含めた多様な視点での多文化共生を進めていくことが重要です。

6 政策5 文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出

(1) 政策の目標・方向性

ア 文化芸術の風土醸成や子どもたちの育成を図るとともに、さらなる魅力・賑わいを創出し、都市の活性化につなげるため、新たな文化芸術の魅力を発信する劇場の整備を検

討します。

イ 歴史的建造物等での賑わいづくりなど、創造性をいかしたまちづくりを進めるとともに、文化的に豊かな市民生活の実現に向け、文化芸術活動の基盤を整備します。また、芸術フェスティバルの開催などにより、横浜の持つ魅力を国内外へ発信し、プレゼンスを向上させます。

ウ 文化芸術を通じた誰もが対等な関係で関わり合える社会の実現や、子どもたちや新進アーティストなど次世代を担う人材を育成します。

エ 横浜の魅力である港、街並み、歴史・文化資産等をいかし、横浜らしい景観や賑わいのある魅力あふれる都市空間形成を進めます。

(2) 現状と課題

ア 文化芸術は、人の心を豊かにし、創造性や感受性を育み、人々に活力を与えます。エンターテインメントから本格的な舞台芸術まで楽しめ、内外の人が繰り返し訪れる魅力ある都市を目指すには、質の高い文化芸術に触れる場が必要です。

イ 横浜トリエンナーレは、2001（平成13）年の第1回開催以来、最新の現代アートの動向を提示する国際展として定着しており、Dance Dance Dance @ YOKOHAMA、横浜音祭りの横浜芸術アクション事業の継続的な開催とともに、横浜のプレゼンスを向上させ、まちの賑わいを創出しています。

ウ 企業・NPO・大学等と連携しながら、アーティスト・

クリエイターの創造性を身近に感じることができるエリアとして、拠点を中心とした「創造界限」の活性化を推進してきました。また、こうした連携を通じ、新たなビジネス機会の創出につなげることも期待されています。

エ 市民の文化芸術活動の拠点として、区民文化センターなどの拠点整備が進む一方で、文化施設の老朽化による大規模改修の必要性も高まっています。

オ 地域の資源となる歴史・文化資産や公共空間等を積極的に活用することにより、まちの活性化につなげる必要があります。

7 政策6 観光・MICEの推進

(1) 政策の目標・方向性

ア 横浜の都市ブランドイメージを認知・浸透させるシティプロモーションを展開するとともに、美しい都市景観や開放的な水辺空間など、横浜ならではの魅力の充実を図ります。

イ 公民一体での戦略的な誘客プロモーション、観光客のニーズや利便性を考慮した受入環境のさらなる充実により、国内外からの交流人口の増加を図り、市内消費の拡大につなげます。

ウ 新たなMICE施設・周辺基盤施設等の整備とともに、経済波及効果の高い中大型の国際会議等に加え、インセンティブ旅行などのビジネスイベントも誘致します。併せて、誘致環境の整備、開催効果の顕在化を進め、「グローバルMICE都市」としての競争力を強化します。

(2) 現状と課題

ア 横浜の魅力ある観光資源を活用し、公民が連携した継続的なセールスなどにより、国内外からの誘客に取り組み、市内の観光消費額や外国人延べ宿泊者数は着実に伸長してきました。

イ 各国の首脳などが出席した2010年日本A P E C横浜、アフリカ開発会議、第50回アジア開発銀行年次総会などの開催により、グローバルM I C E都市にふさわしい実績を重ねてきました。

ウ 横浜の代表的なM I C E施設であるパシフィコ横浜は、高い稼働率を維持しています。今後さらなる開催需要に応えるべく、新たなM I C E施設の整備を推進しています。また、従来から豊富な開催実績がある中大型の国際会議や医学会議に加え、新たなターゲットを設定し、誘致活動を強化していくことが重要です。

エ 都心臨海部では、今後、新たなホテルや大規模集客施設の開業などが予定されており、来街者の増加につながることを期待されています。

オ 国内各都市が誘客に注力する中、ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピックの開催、大規模スポーツイベントの誘致・開催などの機会もとらえ、データを活用した公民一体での観光・M I C E施策を推進することにより、国内外からの誘客を一層強化する必要があります。

8 政策7 スポーツで育む地域と暮らし

(1) 政策の目標・方向性

ア 年齢や障害の有無などにかかわらず、市民の誰もが健康で心豊かな生活を送るため、「横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）（平成30年3月策定）」における取組を進め、身近な場所でスポーツに親しむ機会（する、みる、ささえる）を提供します。

イ ラグビーワールドカップ2019TM、東京2020オリンピック・パラリンピックの横浜での開催成功に向けた取組を着実に進めるとともに、より一層のスポーツ振興の充実を図るなど、次世代へのレガシーの創出に取り組みます。

ウ 大規模スポーツイベントの誘致・開催や地元プロスポーツチームとの連携を通じ、市民が一流のプレーを観戦する機会や、夢や感動を共有する機会を創出するとともに、集客促進や地域経済活性化を目指します。また、誰もが身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを推進し、スポーツを通じた市民の暮らしの充実やまちの活性化を図り、スポーツ都市横浜の実現を目指します。

(2) 現状と課題

ア 市民の成人の週1回以上のスポーツ実施率は48.7パーセントであり、さらなる向上を目指し、地域スポーツ関係団体等と協力しながら、今後もより多くの市民が身近な場所（地域）でスポーツに親しむ機会（する、みる、ささえる）や環境づくりが必要です。

イ 世界トライアスロンシリーズ横浜大会やフルマラソン化した横浜マラソンなどの大規模スポーツイベントの開催に

より、横浜の魅力を世界に発信してきました。今後も多くの来街者による地域経済活性化の推進や都市のブランドイメージ向上など、オール横浜で取り組むことが必要です。

ウ ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック・パラリンピックの競技開催都市として、大会組織委員会等と連携しながら、開催準備を着実に進め、安全で円滑な大会運営を行うとともに、地域スポーツの振興やボランティア文化の醸成など、両大会を契機としたレガシーの創出につなげていくことが必要です。

エ 市庁舎移転を契機とした関内駅周辺地区のまちづくりの一環として、横浜文化体育館再整備事業を推進しています。

9 政策8 大学と連携した地域社会づくり

(1) 政策の目標・方向性

ア 市内等に立地する28の大学が持つ「学術（最先端の教育研究）」や「学生の力」をいかし、産学官・市民連携の促進により、地域の課題解決や横浜経済の活性化などにつなげていきます。

イ 横浜市立大学については、大学の持つ専門的な知見をいかし、本市のシンクタンク機能を担う等、「第3期中期目標（2017年度～2022年度）（平成29年4月策定）」の達成に向けた取組を進めます。

ウ 大学・都市パートナーシップ協議会等を通じ、これまで培ってきた市内大学との連携をさらに拡充・強化するとともに、留学生就職促進プログラムの推進体制をもとに、市

内関係団体等との関係も強め、「学術都市・横浜」の実現に向けた取組を推進します。

(2) 現状と課題

ア 28の大学と地域・企業・本市との連携事例数は年々増加しており、将来の救急需要予測の共同研究等も進められています。大学の力をさらに発揮することが期待されています。

イ 大学は、教育（人材育成）・研究に加え、社会貢献もその使命としており、地域の産業活性化や諸問題の解決など、新たな知と価値を創造し、能動的に社会をリードしていく役割が求められています。

ウ 幅広い教養や高い専門性、豊かな人間力を備えるとともに、社会の急速なグローバル化やI o T技術の進展への対応など、社会が要請する人材育成の取組として、横浜市立大学においては、データサイエンス学部を平成30年4月に開設しました。

10 政策9 花・緑・農・水が街や暮らしとつながるガーデンシティ横浜の推進

(1) 政策の目標・方向性

ア 花・緑・農・水をいかした市民・企業等の参加によるまちづくりや賑わい創出、観光・M I C Eの取組などにより、「ガーデンシティ横浜」を推進するとともに、樹林地や農地などが持つ多様な機能をいかしたグリーンインフラの活用・実装を進め、横浜の特徴である豊かな自然環境を次世代に引き継ぐとともに、国際園芸博覧会の招致にもつな

げていきます。

イ 緑の10大拠点などのまとまりのある樹林地をはじめとした緑の保全・創出を進めます。

ウ 市民の憩いの場となる公園や樹林地、水辺拠点の維持及び整備、河川や海域の水質向上など、河川流域から海域までの特徴をいかした良好な水・緑環境の保全・創出を、引き続き進めます。

(2) 現状と課題

ア 全国都市緑化よこはまフェアでは約600万人、平成30年春の里山ガーデンの公開では約15万人が花と緑で彩られた横浜を実感し、新たな魅力としても発信しています。併せて、地域においても花と緑による魅力創出に取り組むなど、花や緑に親しむ機運が一層高まっています。

イ 平成21年度から進めてきた「横浜みどりアップ計画」では、緑地保全の取組により約850ヘクタールの樹林地を指定・保全したほか、森づくり活動団体等への支援を進めるなど、市民に身近な緑を守り、横浜の特徴である里山景観の保全・創出を進めてきました。

ウ さらに都市の魅力向上を図るため、景観形成やヒートアイランド現象の緩和などに配慮した自然と暮らしが共存する新しい都市づくりへの「グリーンインフラ」の活用や、市街地における建築物等の緑化をさらに進めることが必要です。

エ 世界的な大規模イベントを見据えた横浜国際総合競技場の機能強化、老朽化した公園の計画的な再整備、不足して

いる地域での新たな公園や大規模な土地利用転換の機会を活用した新たな公園など、地域のニーズなどを踏まえた多様な公園整備、さらには公園での公民連携による魅力と賑わいの創出の推進が求められています。

オ 水再生センターでの下水の高度処理、合流式下水道の改善による河川や海の水質向上、雨水浸透ますの設置等による都市化に対応した水循環の創出、河川敷等の豊かな自然環境を活用した水辺拠点の整備と維持等を進めてきており、引き続き取り組むことが重要です。

11 政策10 地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの創造

(1) 政策の目標・方向性

ア パリ協定・SDGs採択後の世界の潮流等を踏まえ、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、今世紀後半のできるだけ早い時期における温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現を目指すとともに、地球温暖化対策（緩和策・適応策）・エネルギー施策を強化し、高い市民力や様々な都市の資源等をいかした取組を進め、持続可能な大都市モデルを実現します。

イ 公民連携等により、省エネ・再エネ・エネルギーマネジメント等の先進的な温暖化対策を進めるとともに、未来への布石として、水素の利活用等を進めます。

ウ これらの取組を通じて、環境を軸とした社会・経済的課題の同時解決を図り、先進的な事例を世界の都市と共有するとともに、世界をリードする持続可能な都市として国内

外に発信します。

(2) 現状と課題

ア 「環境未来都市・横浜」の特徴の一つである「みなとみらい2050プロジェクト」をはじめとした取組を高めていくため、「SDGs未来都市」としての新たな取組の推進や、都市間ネットワーク等の連携強化を図るなど、先進的なまちづくりを新たなステージに進めることが期待されています。

イ 横浜スマートシティプロジェクトの成果である約4,000世帯が参加した家庭でのエネルギーマネジメントによる温室効果ガス削減の実証実験や、近隣施設間でのエネルギー連携による省エネと防災性向上など、高い市民力や多様な都市資源をいかした取組が国内外から高い評価を得ています。

ウ 温室効果ガスの排出削減に取り組んできましたが、パリ協定やSDGsの達成に向け、都市の果たすべき役割は高まっており、今世紀後半のできるだけ早い時期における温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現を目指すため、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策と、気候変動の影響に対応し被害を最小化・回避する適応策を一体的に推進する先進的な取組が必要です。

エ 再エネ等の割合をより一層高めるため、太陽光発電等の再エネ設備を本市施設に率先して導入するとともに、市民・事業者による取組を促進することが必要です。

オ 温室効果ガス排出量に占める家庭・業務部門の割合が市

全体の約半分を占めることから、住宅・建築物の省エネ化・低炭素化等の取組強化が必要です。

12 政策11 持続可能な資源循環ときれいなまちの推進

(1) 政策の目標・方向性

ア 持続可能な循環型社会の構築に向け、「ヨコハマ3R夢プラン（平成23年1月策定）」のもと、市民・企業等との協働による取組を進め、3R行動を推進します。

イ ごみや資源物の収集運搬・処理処分において、高齢者等へのごみ出し支援など、安全・安心ときめ細かな市民サービスを提供します。

ウ 将来にわたって安定的なごみ処理を継続していくため、焼却工場等のインフラの充実・強化に取り組みます。

エ 清潔できれいなまちの推進のため、市民や企業等と連携して取り組みます。

(2) 現状と課題

ア 市民や事業者等による3Rの取組などにより、ごみと資源の総量は平成21年度比で5.3パーセント減（29年度）と、減少傾向を維持しており、市民意識調査においても「ごみの分別収集、リサイクル」は高い満足度を得ています。

イ 超高齢社会の進展や多様化するニーズへの対応として、ごみ出しが困難な方々への支援、ごみ焼却工場の受入れ24時間化を進めるなど、きめ細かなサービスを着実に実現しています。

ウ 分煙環境整備や地域と連携した美化活動の推進など、まちの美化を進めてきており、引き続き、市民が暮らしやす

く、来街者を「おもてなし」できるきれいなまちの推進が期待されています。

エ ごみや資源物の収集運搬・処理処分を将来にわたり支えるため、焼却工場の適切な維持管理、長寿命化工事の実施、最終処分場の延命化を図るとともに、削減による将来のごみ量やライフサイクルコストを踏まえた新たな焼却工場の整備を進める必要があります。

オ 施設等の整備では、廃棄物処理に伴い排出される温室効果ガス削減のため、創エネや省エネの視点で取り組むことが重要です。

カ PCBを使用している変圧器や安定器等は法令により処分期限が定められており、適正かつ計画的な処理を進めなければなりません。

13 政策12 環境にやさしいライフスタイルの実践と定着

(1) 政策の目標・方向性

ア 市民・企業等との連携により、環境行動や環境プロモーションを展開し、環境にやさしいライフスタイルの実践・定着を図っていきます。

イ 食品ロス削減を着実に進めるため、様々な団体と連携したイベントの開催や広報等を通じて、食を大切にし、食品ロスを出さないライフスタイルの定着を図ります。

ウ 緑を保全・創出する取組、アユが遡上する川づくり、豊かな海づくりなど、多様な生き物を育む場をつくります。また、生物多様性等への理解を深めるなど、これらの場を活用した環境教育・学習、環境行動の実践を進めます。

(2) 現状と課題

ア 自然共生や循環型社会などに対する高い意識を持った市民や企業とともに、生物多様性の保全、地球温暖化対策、3R行動等の環境行動に横断的に取り組み、環境にやさしいライフスタイルの実践を進めています。

イ 地域、学校、職場での環境教育・学習機会の充実を図ってきたことにより、市民の環境に関する関心や機運がさらに高まっています。今後も大規模なイベントの開催機会等をとらえた環境プロモーションの積極的な展開を図るなど、より一層の環境行動の実践につなげる取組を推進することが重要です。

ウ SDGs（持続可能な開発目標）など、国際的にも食品ロスが課題となっており、廃棄物、食の安全保障、産業、経済、飢餓、貧困など様々な切り口からのアプローチで食品ロス削減の取組を加速させていく必要があります。

エ 生物多様性や景観形成に配慮した多自然型の河川などの多様な生き物を育む場の保全・創出を進めるとともに、体験学習や環境保全活動等の環境行動の実践の場として、さらなる活用を進めていく必要があります。

14 政策13 活力ある都市農業の展開

(1) 政策の目標・方向性

ア 大都市でありながら市民の身近な場所で農業が営まれ、新鮮で安心な農畜産物を生産・販売している横浜の農業を次世代に引き継ぐため、景観形成やグリーンインフラとしての多様な機能を持つ都市農地の保全・活用を進め、都市

と農との共生を図ることで、持続可能な都市農業を展開します。

イ 先進技術導入や6次産業化による高付加価値化等の展開、農に関わる人材の育成や企業等との連携強化による農のプラットフォームの充実、「横浜農場」の積極的なプロモーションによる地産地消の推進などにより、都市農業の活性化を図ります。

ウ 市民が身近に農を感じる場づくりや観光や食育との連携を進め、都市の魅力向上を図ります。

(2) 現状と課題

ア 横浜では多様な農業が展開され、農業産出額は県内トップクラスであり、住宅（消費者）の近くに農地（生産者）があるため、約1,000か所に及ぶ直売所で旬の新鮮な農畜産物を購入できるなど、横浜の特徴をいかした地産地消をはじめとした様々な取組を進めています。

イ これまで以上に持続可能な都市農業を推進していくため、生産施設や基盤等の整備・改修、地域の中心的な担い手の育成・支援や、規模拡大を図る農家や法人の利用希望への対応、農地の貸借や集約化を進め、多様な主体による農地の適正利用を促進するとともに、特定生産緑地指定などを通じ、良好な営農環境の保全を図る必要があります。

ウ 市民農園などの農とふれあう場の提供のほか、農畜産物を購入できる場や味わえる場を増やすことで地産地消をさらに進め、農が身近にある暮らしを定着させることが重要です。

エ 生産緑地法の改正や都市農業振興基本法の制定など、都市農業を取り巻く状況が大きく変化しており、農家の高齢化や後継者不足、生産基盤や設備の老朽化、相続による農地の小規模・分散化、周辺の宅地化等による営農環境の悪化などの様々な課題があります。

オ 「横浜農場」の展開にあたっては、食や農に関わる人材の育成や、生産者・事業者・消費者等の多様な主体との連携を進めてきました。今後はさらなる展開に向けて、都心臨海部を中心としたプロモーション強化などが必要です。

15 政策14 参加と協働による地域福祉保健の推進

(1) 政策の目標・方向性

ア 身近な地域の支え合いが一層充実するよう、地域住民、事業者、関係機関と協働して取り組む地域福祉保健計画を引き続き推進し、地域福祉保健活動の基盤づくりを進めます。

イ 地域住民や様々な団体と地域課題を共有し、協働により課題解決に取り組む支え合いの地域づくりを進めることにより、制度の狭間にある人を含めた社会的孤立の防止を図ります。

ウ 市民一人ひとりが自分の強みを発揮しながら地域福祉保健活動に関われるよう、コーディネート機能を充実させるとともに、地域の中で人と人とがつながることができる場づくりを進めます。

エ 社会福祉法人や企業等、地域の社会資源と地域住民や組織の連携及び協働を支援します。

(2) 現状と課題

ア 身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を行う地域ケアプラザを137か所運営しています。

イ 平成28年12月からいわゆる「ごみ屋敷」への必要な対応を盛り込んだ「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成28年9月制定）」を施行し、各区に対策連絡会議を設置するなど、組織的に取り組む体制を整備しました。

ウ 少子高齢化や世帯の小規模化が進む中で、支える側と支えられる側の区別なく、地域の人々や様々な団体が参加し、連携して地域づくりを進めていくことが求められています。

エ 地域には社会的孤立や生活困窮等、潜在化している課題が多く、つながりが希薄化している中で、これらの課題を早期に発見し、対応する体制づくりや、介護予防・子育て支援など多世代が気軽に交流できる居場所づくり、また、高齢化や福祉課題の多様化の中で、より身近な場所で様々な相談を受け、適切な支援につなぐことが必要です。

オ 認知症高齢者や障害者等、判断に支援を要する方を、福祉・司法など各分野の専門家や機関と地域が共に支える権利擁護の推進や、消費者被害の未然防止などの消費者行政の推進が必要です。

16 政策15 健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保

(1) 政策の目標・方向性

- ア 健康寿命の延伸に向け、若い世代からの生活習慣の改善やがんの早期発見等、生活習慣病の重症化予防・介護予防を進め、市民一人ひとりの健康づくりを推進します。
- イ 日常生活の中で楽しみながら継続的に取り組める健康づくりのムーブメントを広げ、健康ライフスタイルの浸透を図ります。
- ウ 働き世代の従業員が健康に働き続けられるよう、企業等の健康経営の取組を支援します。
- エ 感染症や食中毒発生時に迅速な対応を行うことにより、拡大・まん延防止を図るため、医療機関や関係団体との連携体制の一層の推進や、市内発生状況の分析、情報共有及び啓発を行います。

(2) 現状と課題

- ア 「よこはまウォーキングポイント」の参加登録は累計30万人を達成し、楽しみながら健康づくりを行う市民の機運を醸成しました。
- イ 「横浜健康経営認証制度」を創設し、2か年で80を超える事業所を認証することにより、市内企業における健康経営の取組を後押ししました。
- ウ 誰もがいつまでも活躍し、自立した生活を送るには健康寿命の延伸が必要です。そのためには、生活習慣病、ロコモティブシンドロームなどの予防が不可欠であり、働き・子育て世代からの継続した運動や食事などの生活習慣の改善につなげることが重要です。
- エ 働き・子育て世代の方の多くは就労しており、企業や事

業所が行う健康管理のあり方が健康寿命の鍵を握っています。

オ 安全・安心な市民生活を守るため、新型インフルエンザなど感染症への適切な対応、食品関係施設への監視指導や HACCP^{ハサツフ}による衛生管理の導入が必要です。

17 政策16 地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり

(1) 政策の目標・方向性

ア 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築・推進します。

イ 安心して在宅生活を送れるよう、24時間対応可能な地域密着型サービス等を推進します。

ウ 多様なニーズや個々の状況に応じた「施設・住まい」の選択を可能とするため、施設等の整備を加速させるとともに、施設・住まいに関する相談体制の充実を図ります。

エ 認知症への市民理解を深め、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制の構築を進めます。

オ 介護人材の確保・定着支援・専門性の向上に、総合的に取り組めます。

(2) 現状と課題

ア 地域のニーズに合わせて高齢者の社会参加や多様な主体の情報共有・連携体制づくりを進める生活支援コーディネーターを全区に配置し、生活支援・介護予防の充実に向け

た地域づくりに取り組むとともに、認知症初期集中支援チームの設置を進め認知症の支援体制を強化しました。

イ 高齢化の進展に伴い、要介護認定者、認知症高齢者の大幅な増加が見込まれるため、特別養護老人ホームなどの計画的な整備を進めてきました。

ウ 生涯にわたって、自分らしく健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、若い世代からの継続的な健康づくりと将来の介護予防につなげることが重要です。

エ 地域や団体、企業などと連携し、高齢者の多様なニーズに対応した地域づくりや身近な地域の支え合いを充実させることが重要です。また、認知症の人の増加に伴い、周囲の正しい理解、認知症予防・軽度認知障害（MCI）の普及啓発、本人と家族を支える地域づくり、専門職による早期診断・早期対応の体制整備や認知症に対応した介護サービスの提供が必要です。

オ 介護需要の増加や多様なニーズに対応するため、さらなる「施設・住まい」の確保とともに、介護を担う多様な人材の確保が求められています。

18 政策17 地域で最後まで安心して暮らせる在宅医療・介護連携等の推進

(1) 政策の目標・方向性

ア 医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するため、在宅医療連携拠点を軸とした医療介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

- イ 医療・介護・保健福祉の多職種連携を進め、状況に合わせたきめ細かい支援に取り組みます。
- ウ 市民一人ひとりが自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、本人による自己決定を支援するための取組を進めます。
- エ 在宅医療や人生の最終段階（看取り等）に係る市民理解の促進のための普及・啓発を進めます。
- オ 火葬や墓地の需要に対応するために、新たな斎場の整備や市営墓地の整備を進めます。

(2) 現状と課題

- ア 市民が、病気を抱えても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、医師会等と協力して在宅医療連携拠点を全区に設置しました。
- イ 内閣府の調査によると高齢者の二人に一人が「自宅で最期を迎えること」を希望しており、その希望に添えるよう、在宅医療・介護の提供体制を整えることが求められています。
- ウ 市民・専門職ともに、在宅医療のことや人生の最終段階の医療について学び、さらに理解を深めるための場づくりが必要です。
- エ 在宅医療連携拠点と医療機関や地域ケアプラザ、関係団体との連携を進めていますが、高齢者一人ひとりの多様なニーズに応じて、多職種が連携した一体的なケアの提供を実現していくため、在宅医療のさらなる充実が必要です。また、医療の発展等を背景に在宅医療が必要な小児等が増

加している中、小児の在宅医療を担う医師や訪問看護師を増やしていくことや、医師の確保や負担を軽減するためのシステムづくりを進めるなど、医師が在宅医療に取り組む環境の整備が急務となっています。

オ 市民が人生の最終段階において、「在宅で医療・介護サービスを受けながら、最後まで安心して過ごす」ことを選択肢の一つとしてイメージすることができるよう情報発信が必要です。

カ 超高齢社会の到来による死亡者数増加を踏まえ、新たな斎場や墓地を整備する必要があります。

19 政策18 地域医療提供体制の充実と先進的医療の推進

(1) 政策の目標・方向性

ア 将来の医療需要増加に向け、限られた医療資源を最大限に活用し、適切な医療を提供するため、「よこはま保健医療プラン2018（平成30年3月策定）」に基づき、必要な病床機能の確保や、医療機関の機能に応じた役割分担と連携体制の構築、医療従事者の確保・養成の取組を進め、地域医療構想の実現を目指します。また、再生医療など、先進的な医療の研究開発に引き続き取り組みます。

イ 産科・小児医療の充実や適切な救急医療を受けることができる環境の構築を進めます。

ウ 救急需要増加に的確に対応する救急救命体制の整備を進めます。

エ 「横浜市がん撲滅対策推進条例（平成26年6月制定）」に基づく総合的ながん対策の推進に取り組みます。

(2) 現状と課題

- ア 医療需要の大幅な増加が見込まれる2025（平成37）年に向けて、地域の医療関係者と協議のうえ、平成28年10月に、横浜地域を含む「神奈川県地域医療構想」が策定されました。
- イ 横浜市救急相談センターでの救急電話相談（#7119）の365日24時間対応を開始しました。
- ウ 横浜市立大学先端医科学研究センターでは、先進的医療の研究について成果をあげています。
- エ 将来必要となる病床機能の確保及び連携体制の構築、併せて医師・看護師等の医療従事者の確保・養成が必要です。また、がんに対応するために予防・早期発見・治療の一層の充実、産科・小児医療では子育て世代を応援するため、現在の取組を継承していくことが重要です。
- オ 救急要請の増加に伴い、現場到着時間は延伸傾向にあります。今後、高齢化の進展等により救急出場件数のさらなる増加が予測されるため、救急救命体制の充実・強化が必要です。
- カ 大規模スポーツイベントや国際会議等に対応するため、救急・災害医療体制の充実が重要です。
- キ 市民病院は2020（平成32）年の開院に向け工事を進めています。新病院では、果たすべき医療機能を見据えた人材確保・育成や医療機器整備、安定した病院経営を行います。
- ク 地域医療提供体制の確保のため、地域中核病院や横浜市

立大学附属病院など、老朽化が進む急性期病院の再整備を行う必要があります。

20 政策19 魅力と活力あふれる都心部の機能強化

(1) 政策の目標・方向性

ア 横浜の顔である都心臨海部や、神奈川東部方面線によりポテンシャルの高まる新横浜都心と沿線地区、日本をリードする産業地域である京浜臨海部など、横浜の成長エンジンとなるエリアにおいて、経済活性化や持続的な成長に向けた都市づくりを進めます。

イ 国内外からの多くの来街者を惹きつける都市空間の形成や、まちの回遊性向上など、地区ごとの特性に合わせた魅力向上を図り、さらなる賑わいを創出します。

(2) 現状と課題

ア 横浜の成長をけん引する都心部では、羽田空港等との良好なアクセスや豊富な人材など、優れたビジネス環境と、港に面した歴史ある美しい街並みをいかし、各地区で、国内外から多くの人と企業が訪れ、魅力と活力にあふれるまちに向け、取組を進めてきました。その結果、企業本社や研究開発機能に加え、エンターテインメントの集積等につながっています。

イ 道路・鉄道等の交通ネットワークの充実や羽田空港の国際便増便などのさらなる交通利便性向上や、ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催などの機会をいかし、来街者の滞在環境整備や、水辺や緑などのまちの資源を活用した空間づくり、多彩な

交通の充実など、横浜の魅力や活力を高める取組が必要です。

ウ 都市としての国際競争力や魅力・活力を高めるためには、都心臨海部を核として地区ごとの特性と魅力をいかしたまちづくりをさらに進めるとともに、各地区での取組を連携させることで相乗効果を生み出し、都市全体の活性化につなげるのが重要です。

エ 新横浜都心とその周辺では、神奈川東部方面線の整備による交通利便性向上の効果を最大限にいかし、新横浜都心の機能強化や日吉・綱島地区でのまちづくりなど、沿線の魅力を高めるまちづくりを進め、地域全体の活性化につなげる必要があります。

オ 京浜臨海部では、今後も日本をリードする産業地域として発展していくため、生産機能の高度化や成長分野における研究開発機能の集積と合わせて、先端産業をけん引する地域としての魅力ある新たな都市空間を形成することが求められています。

21 政策20 市民に身近な交通機能等の充実

(1) 政策の目標・方向性

ア 誰もが移動しやすい地域交通を実現するため、市民に身近な交通手段の維持・充実を図ります。

イ 安全・安心・円滑に移動できる道路空間の実現や、身近な交通結節点である駅での安全性・利便性の向上により、人にやさしい移動環境づくりを進めます。

ウ 自転車通行空間や駐輪環境の整備、利用ルールの啓発な

どにより、自転車を安全・快適に利用できる環境を創出します。

(2) 現状と課題

ア 市民に身近な交通手段の確保に向け、これまで路線バスの維持や利用促進につながる取組や、29地区で「地域交通サポート事業」による地域への支援などを進めてきました。

イ 人口減少社会の到来や超高齢社会の進展を踏まえ、バスなどの公共交通サービスの維持・充実や、買物・医療・福祉・子育て等の多様なニーズに対応した交通サービスの導入により、誰もが便利に利用できる身近な移動手段を確保することが求められています。

ウ 子どもから高齢者まで安心して外出できるよう、通学路や踏切など道路空間の安全対策を進めてきましたが、さらに取組を進める必要があります。

エ 多くの人が集まる駅や駅周辺を中心に、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、引き続き利便性や安全性を高めていく取組が必要です。

オ 環境にやさしく健康づくりに役立つ自転車について、ハード・ソフト両面で利用しやすい環境を整えていく必要があります。

22 政策21 コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり

(1) 政策の目標・方向性

ア 駅周辺では、地域の生活や経済を支える拠点の形成に向け、各地区の特性をいかしながら、市街地開発等を着実に

進め、若い世代をはじめ多世代に選ばれるまちづくりを進めます。

イ 住宅地の再生・活性化に向け、団地の再生支援や生活支援機能（医療・福祉、子育て等）の充実等を図るとともに、豊かな自然環境や良好な街並み等の魅力をいかした住環境を形成します。

ウ 駅等の拠点と住宅地等を地域交通でつなぎ、利便性の高いまちづくりを進めます。

エ 駅やインターチェンジの周辺、米軍施設跡地等の都市的土地利用が見込まれる地域では、緑や農地の保全とのバランスや周辺環境との調和を図りながら、戦略的な土地利用を推進します。また、都市環境の変化を踏まえた土地利用規制の見直しの検討を進めます。

(2) 現状と課題

ア 戸塚駅、二俣川駅、金沢八景駅等主要な駅周辺で、市街地開発による地域の生活や経済を支える拠点整備を推進してきました。また、たまプラーザ地区等の持続可能な郊外住宅地推進プロジェクトを中心に、多様な主体と連携した住宅地の活性化に取り組んでいます。

イ 引き続き、暮らしの中心となる駅周辺では、生活利便施設等の充実や駅前広場等の都市基盤整備など、誰もが生活しやすく、活動しやすい環境を整えていく必要があります。

ウ 住宅地では、人口減少・少子高齢化が進み、建物の老朽化、生活を支えるサービスの充実、地域交通の確保、コミ

ユニティの維持などの課題への対応が求められています。

エ 内陸工業地における工場・研究所等の機能を維持するとともに、大規模な土地利用転換に際しては、周辺地域への影響やインフラ・公共施設等の状況を踏まえ、地域に必要な機能の導入を図るなど、調和のとれた適切な土地利用の誘導をしていく必要があります。

オ 神奈川東部方面線・横浜環状道路等の整備や、米軍施設跡地の活用等の機会をいかし、地域や市域の活性化、広域的課題の解決など戦略性を持った土地利用誘導が必要です。

23 政策22 多様な居住ニーズに対応した住まいづくり

(1) 政策の目標・方向性

ア 子育て世帯向け住宅や生活支援サービス付き高齢者住宅の供給、ひとり親世帯など住宅確保が困難な方々への居住支援等により、多世代が安心して暮らせる住まいを確保していきます。

イ 市営住宅のストックマネジメントを推進し、建物の長寿命化対策や建替え等による再生・活性化を図ります。

ウ マンション管理や耐震化など多様な住まいの相談対応を充実させていくとともに、専門家やコーディネーターの派遣、団地の建替えなどの支援に取り組みます。

エ 空家等では、予防や流通・活用の促進、管理不全の防止・解消等の施策を多様な主体と連携し、総合的に進めます。

(2) 現状と課題

ア これまで、「地域子育て応援マンション」や「高齢者向け地域優良賃貸住宅」などの供給を着実に進めるとともに、住まいに関する相談窓口の拡充を図ってきましたが、高齢期における生活支援サービスの充実など、住まいへのニーズが一層多様化してきています。

イ 経済的理由や保証人がいないことなどから、自力で住宅を確保することが困難な高齢者世帯、子育て世帯、単身世帯等の方々が増加しており、住宅セーフティネットの構築が必要です。また、その根幹である市営住宅は老朽化が進み、昭和30・40年代に建設された住宅は建替えや大規模改修の時期を迎えています。

ウ マンションや団地では、建物の老朽化や住民の高齢化が進んでいますが、合意形成が難しいため改修や建替え等が進まず、コミュニティの維持等の課題も抱えています。

エ 適正に管理されていない空き家や空き地が増加しており、地域に悪影響を及ぼす恐れがあります。背景には相続や権利関係、流通活用に向けた情報の不足など様々な要因が複合的に関連しています。

オ 耐震化、省エネ、相続問題、防犯対策及び高齢者等への居住支援など様々な相談が寄せられています。

24 政策23 全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援

(1) 政策の目標・方向性

ア 全ての子育て家庭及び妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、区役所と地域子育て支援拠点の連携により、妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない支援を充実さ

せます。

イ 心身共に不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、相談体制の強化等により、母子の健康の保持・増進を図ります。

ウ 子育ての不安感・負担感を軽減し、子どもの健やかな育ちを支えるため、地域における子育て支援の場や機会を拡充するとともに、子育てに関する情報提供・相談対応を充実させます。

(2) 現状と課題

ア 地域における子育て支援の充実に向けて、地域子育て支援拠点における利用者支援事業の全区展開や、乳幼児人口の多い3区への拠点サテライト整備を進めるとともに、母子の健康保持に向けて、新たに産婦健康診査などの産後うつ対策を開始しました。

イ 妊産婦への相談支援を行う母子保健コーディネーターをモデル区に配置し、地域子育て支援拠点と連携した、横浜市版子育て世代包括支援センターの機能確立に向けた取組を開始しました。

ウ 子育て家庭を取り巻く現状として、子どものいる世帯の減少や地域のつながりの希薄化が生じ、出産前に子どもの世話をしたことがないまま親になる人も多いため、不安や負担、孤立感を感じる家庭が多くなっています。また、結婚・出産年齢の上昇傾向に伴い、これまで子育てを支えてきた祖父母世代も高齢化するなど、子育て家庭の状況が多様化する中で、妊娠・出産や子育てへの支援の重要性が高

まっています。特に、妊娠・出産後は、子育てに不安を感じる人が多くなる傾向があり、支援の充実が必要です。

エ 母親の健康や子どもの健やかな成長・発達に大きく影響する可能性がある産後うつについては、産婦の1割が発症するとも言われており、医療機関等と連携した早期の把握と支援が重要です。

オ こうした状況の中、区役所、地域子育て支援拠点など、子育てに関わる人や機関がより一層連携して、個々の妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら、様々な育児負担の軽減や虐待の予防等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実させていく必要があります。

カ 家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関を受診しやすい環境を築くため、医療費の自己負担額を助成する小児医療費助成制度の拡大の検討が必要です。

25 政策24 乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援

(1) 政策の目標・方向性

ア 保育所等の整備や、保育士等の人材の確保に向けた取組により、待機児童対策を推進します。また、横浜の保育・幼児教育のあり方に関する調査・研究や保育所等からの相談機能の強化、研修の充実などに一体的に取り組むことで、質の高い保育・幼児教育を推進します。さらに、多様化する保育ニーズへ対応するなど、横浜の保育・幼児教育の基盤づくりを総合的に進め、子どもの豊かな育ちを支えます。

イ 小学校入学を機に仕事と育児の両立が難しくなる、いわゆる「小1の壁」をなくすため、留守家庭児童の居場所を確保するとともに、学齢期の全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせる場所と機会を充実させます。

(2) 現状と課題

ア 保育所等利用申請者数の増加に対応するため、本市では、保育所整備等により新たに12,448人分の受入枠を確保（平成27年4月から平成30年4月まで）し、併せて、保育士等の人材確保に向けた処遇改善や、保育所等への園内研修・研究サポーターの派遣などの人材育成の支援等を行い、待機児童対策を総合的に進めてきました。

イ 国の方針では、平成31年10月から幼児教育無償化措置の実施を目指すとされています。

ウ 乳幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎を培う時期であることから、この時期に質の高い保育・幼児教育の提供が必要です。

エ あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い、保育ニーズは今後も高まることが予想されます。

オ 保育士等の人材不足が深刻な問題となっており、保育士養成施設の卒業生など新たな人材を確保するとともに、自信と誇りを持ち、長く働けるよう就業継続の取組を進めることが必要です。

カ 一人ひとりの子どもに合った保育環境を整えるために、保育士等の専門性の向上が重要です。

キ 就労形態の多様化や家族構成等の変化により、必要な保

育サービスが多様化しており、それらに対応できるきめ細かなメニューと、保護者が適切に選択し、利用できる支援が必要です。

ク 小学生の放課後については、引き続き、留守家庭児童の居場所を確保するとともに、その質を維持・向上させることが必要です。

26 政策25 未来を創る子どもを育む教育の推進

(1) 政策の目標・方向性

ア 「横浜教育ビジョン2030（平成30年2月策定）」における、横浜の教育が目指す人づくり「自ら学び 社会とつながりとともに未来を創る人」の育成に向けて、子どもたちの、生きて はたらく知、豊かな心、健やかな体、公共心と社会参画、未来を開く志を育みます。

イ 特別支援教育や日本語指導、不登校児童生徒の登校支援等、一人ひとりの発達や学習状況等に対応した教育を推進するとともに、いじめなど学校における課題の早期解決を図り、子どもたちが安心して学べる学校づくりを推進します。

ウ 学校、家庭、地域、関係機関、企業等の連携・協働により、社会全体で子どもを育みます。

(2) 現状と課題

ア 「横浜市民の読書活動の推進に関する条例（平成25年6月制定）」に基づき、児童生徒の読書活動を推進したことや、学校司書の全校配置により、学校での図書貸出冊数が大幅に増加しました。平成29年4月には、横浜サイエンス

フロンティア高等学校附属中学校を開校するなど、教育の充実を図ってきました。

イ 小中一貫型カウンセラーを全中学校ブロックと義務教育学校へ配置し、児童生徒にきめ細かく対応する体制を整えてきました。

ウ 今後は、横浜の教育が目指す人づくりや、国の学習指導要領の改訂に伴う、小学校における英語教科化やプログラミング教育の導入等への対応をしていく必要があります。

エ 特別な支援を必要とする児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒は年々増加しており、支援の充実が求められています。

オ いじめ、不登校、児童虐待等課題が多様化・複雑化する中、「横浜市いじめ防止基本方針（平成29年10月改定）」に基づき、いじめの防止に取り組むとともに、様々な課題に対して、学校と教育委員会が専門家を活用し、関係機関と連携しながらチームによる早期解決を図ることが重要です。

カ グローバル社会では、語学力はもとより、異文化間コミュニケーション能力やチャレンジ精神の育成が求められています。

キ 保護者や地域等の学校運営への参画や、様々な関係機関・企業等との連携・協働により、子どもたちが、地域や社会に参画して課題解決に向けて取り組むことが期待されています。

27 政策26 子どもたちの豊かな学びを育むための魅力ある学校

づくり

(1) 政策の目標・方向性

ア 児童生徒が安全・安心で、より良い環境のもとに教育を受けられるよう、学校施設の計画的な建替えを推進するとともに、児童生徒急増・減少地域への対応による学校規模の適正化等、豊かな教育環境を整えます。

イ 中学校昼食において、各家庭のライフスタイルや日々の都合に合わせて選択できる環境を充実させます。

ウ 教職員の資質・能力の向上を図り、子どもとしっかりと向き合うことができる環境をつくるため、教職員が学び続けることのできる環境づくりや、働き方改革を推進します。

(2) 現状と課題

ア 横浜市立学校施設の8割が築後30年を超えている状況の中、平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定しました。また、市立学校の耐震化率を100パーセントにするなど、子どもたちの安全・安心な教育環境の整備に取り組んできました。

イ 中学校昼食においては、栄養バランスのとれた温もりのある昼食を提供するため、平成29年1月より全中学校でハマ弁を選択できる環境を整え、さらに中学校昼食を充実させるため、各家庭がライフスタイルや日々の都合に合わせて「ハマ弁」、「家庭弁当」、「業者弁当」の3つのメニューから等しく選択できる環境整備に着手しました。

ウ 市内北部や臨海部を中心とした開発等による児童生徒数

の急増や、少子化による児童生徒数の減少等が生じており、地域の実情に応じた学校規模の適正化が必要となっています。

エ 教員の大量退職・大量採用により、経験の浅い教員が増加したことや、いじめ、不登校、子どもの貧困等、学校における課題が複雑化・多様化していること、学習指導要領の改訂等を踏まえ、教職員が学び続けることのできる環境づくりが重要となっています。

オ 国の「教員勤務実態調査（平成28年度）」では、月80時間の時間外勤務相当の教員が小学校で約34パーセント、中学校で約58パーセントという結果でした。長時間労働を解消し、学校を持続可能な環境に変え、教職員が健康でいきいきとした姿で子どもと向き合うことができるよう、教職員の働き方改革を推進することが急務です。

28 政策27 女性が働きやすく、活躍できるまち

(1) 政策の目標・方向性

ア 女性がライフスタイルや希望に合わせてキャリアを形成できるよう、就労に向けた支援やリーダーシップ発揮のためのプログラムを充実させるとともに、市内経済団体との連携を強化し、市内企業における女性活躍をさらに推進します。また、女性起業家に対しては成長段階に応じた支援を、学生に対してはライフイベントを意識したキャリア形成支援を行います。

イ 男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、多様で柔軟な働き方の推進に向けた企業への支援や、男

性が家事・育児・介護等をより積極的に担うための啓発等を進め、日本一女性が働きやすい働きがいのある都市の実現を目指します。

(2) 現状と課題

ア 横浜女性ネットワーク会議を毎年開催し、働く女性の学びと交流の場を創出しています。

イ 女性の就労支援や起業支援、職場のワーク・ライフ・バランスの推進など幅広い女性の活躍支援に取り組み、平成27年までの5年間で、30代後半女性の労働力率は6.6ポイント上昇し、M字カーブは改善しており、市内企業における女性管理職の割合も増加傾向にあります。

ウ 女性活躍のさらなる推進に向け、安心して働き続けられる体制や女性がキャリアアップできる環境整備、女性自身のリーダーシップ開発や起業家育成のための支援が期待されています。

エ 家事・育児・介護等に費やす時間はいまだ女性に偏っています。また、男女とも通勤時間が長い人の割合は高い状況です。女性が出産等に際しても働き続けることや家族で子どもの成長を支えるためにも、男女とも家庭生活と仕事を両立できる環境の整備や職住近接の推進が必要です。

オ 男性の希望として「仕事と家庭・地域・個人の生活」を両立したい割合が高く、男性中心型労働慣行の見直しや多様で柔軟な働き方の創出などに向けた、企業への支援が求められています。

29 政策28 シニアが活躍するまち

(1) 政策の目標・方向性

ア 高齢者がこれまで培った知識や経験等をいかし、ライフスタイルに合わせて、地域の担い手として就労やボランティアなど様々な場面で社会参加することにより、活躍できる、活力ある社会を目指します。

イ 就労を望む高齢者に向け、就業機会の提供や情報提供の強化、起業に向けた支援を進めます。

ウ 社会参加することで、いきいきと意欲を持って生活することができ、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

(2) 現状と課題

ア 内閣府の「高齢者の日常生活に関する意識調査（平成26年度）」では、働けるうちはいつまでも働きたいという回答が最も多くなっています。

イ 「よこはまシニアボランティアポイント」は、普及啓発や対象となる活動の拡大を積極的に推進し、活動者数が1万人、受入施設は500か所を超えています。

ウ 健康寿命が延伸し、人生100年時代が到来する中、都市の活力を高める観点からも、就労やボランティア活動など、シニア世代が元気に活躍し続けられる社会を目指すことが重要です。

エ 国や企業においても、年金支給年齢の引上げや定年延長といった動きがある中、働けるうちはいつまでも働きたいといった高齢者の意向を踏まえ、経験やスキルを発揮できる場の提供・起業支援などにより、地域や経済の活性化に

つなげていくことが必要です。

オ 社会の一員として、社会のために役立ちたいという高齢者の意向を踏まえ、蓄積してきた知識や経験をボランティア活動や地域活動といった地域貢献・社会参加につなげる取組が求められています。

カ 地域の中で介護予防や健康づくりに取り組むことができ、自分らしく健康で生きがいのある生活を送ることができる環境づくりが必要です。

キ 社会参加などにつながるきっかけとなるよう、生涯にわたり、学ぶことができる機会の提供が必要です。

30 政策29 子ども・若者を社会全体で育むまち

(1) 政策の目標・方向性

ア 全ての子ども・青少年の健全育成に向けて、体験活動の機会や居場所の提供を充実させます。

イ ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けて、早期発見・早期支援の取組を推進するとともに、本人の状態に応じた段階的支援を行います。

ウ 子どもたちの健やかな成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、子どもの貧困対策を推進します。

エ 将来の自立に向けた基盤づくりや地域における居場所づくりを推進するとともに、児童養護施設等退所後児童やひとり親家庭など、特に困難を抱えやすい状況にある子どもたちへの支援を強化し、自立に向けて支えます。

(2) 現状と課題

ア ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けて、若者

をより身近な地域で支援につなげていくため、地域ユースプラザの職員を全区役所に定期的に派遣し、専門相談窓口を設置しました。

イ 子どもの貧困対策については、平成28年3月に「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定し、教育、福祉、子育て支援など様々な分野が連携して取組を推進しています。

ウ 困難を抱える子どもや家庭に気づき、地域の中で見守る「子ども食堂」など、地域が主体となった居場所づくりの機運が高まっています。

エ 地域のつながりの希薄化や情報化社会の進展などにより、子ども・青少年が多様な人との交流や多くの体験活動を通して、自己肯定感を育み、成長することが難しくなっています。

オ ひきこもり状態にある若者が増加傾向にある中、困難を抱える若者を早期に発見し、適切な支援につなぐ取組や、困難を抱えないようにする取組が求められています。

カ 貧困の世代間連鎖を断つため、子ども自身に直接届く生活や学習の支援の充実が必要です。

キ 生活と子育て、生計を一人の保護者が担うひとり親家庭や、家庭の支えを得られにくい児童養護施設等退所後の児童は、特に困難を抱えやすい状況にあるため、孤立を防ぎ、自立につなぐための総合的な支援が必要です。

31 政策30 児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実

(1) 政策の目標・方向性

ア 子どもの命と権利を守るため、虐待死の根絶を目指し、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化します。併せて、迅速・的確な対応に向けた児童相談所等の機能強化や職員の専門性の向上、地域や関係機関との連携を進め、児童虐待対策を総合的に推進します。

イ 様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、里親などの家庭的な環境で生活できるよう、社会的養護体制の充実に取り組みます。

ウ 重大な人権侵害であるDVの防止に向け、広報啓発等を行うとともに、被害者の相談から保護、自立までの切れ目のない支援に取り組みます。

(2) 現状と課題

ア 「横浜市子供を虐待から守る条例」を平成26年6月に制定し、総合的な児童虐待対策を推進するとともに、区役所における虐待対応調整チームの設置や児童相談所と区役所の連携強化、関係機関との相互の連携による地域ネットワークづくりなど機能強化に取り組んできました。

イ 家庭での養育が困難な児童の増加に対応するため、新たな児童養護施設「横浜中里学園」を整備し、平成29年4月に開所しました。

ウ 児童虐待相談対応件数が増加しており、児童虐待防止に向けた取組のさらなる強化や発生時の迅速・的確な対応の重要性が高まっています。

エ 平成28年の児童福祉法等の改正により、児童虐待対策等における地方公共団体の役割・責務が明確化され、市民に

身近な区役所における相談・支援の強化を図る、子ども家庭総合支援拠点機能の検討が求められています。

オ 家庭的養育環境の充実に向けて、子どもを受け入れる里親の確保や受入れ後の里親支援、施設の専門性等の強化が必要です。

カ DVや性暴力等の被害は年々増加傾向にあり、DV等の防止に向けた広報・啓発とともに、相談体制の充実や専門的な相談・支援、関係機関等との連携による、DV被害を受けた方の自立に向けた支援の充実が必要です。

32 政策31 障害児・者福祉の充実

(1) 政策の目標・方向性

ア 障害児・者が自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で安心して学び・育ち・暮らしていくことができるよう、障害福祉施策の充実を図り、共生社会の実現を目指します。

イ 医療的ケア児・者等に対する総合的な相談体制の構築及び受入体制の充実に取り組みます。

ウ 高齢化・重度化等に備え、地域生活の支援を充実させるとともに、必要な施設の整備を進めます。

エ 障害者の就労を支援し、雇用を促進する取組を進めます。

オ 障害者スポーツ・文化活動南部方面拠点を整備し、障害者スポーツ・文化活動を推進します。

カ 障害特性を踏まえたコミュニケーションの推進など、障害者差別解消に向けた取組を進めます。

(2) 現状と課題

ア 共生社会の実現に向けて、障害者差別解消法の理念を広く浸透させ、社会全体で障害のある人への必要な配慮を行うことが求められる中、平成28年5月に横浜市障害者差別解消支援地域協議会を設置しました。こうした場での協議をもとに、取組を進めていくことが必要です。

イ 障害児・者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、多様化・複雑化するニーズに応え、地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。また、将来自立した地域生活が送れるよう、支援を行う関係機関の人員を含めた体制づくりや施設等の整備が必要です。

ウ 医療的ケアを日常的に必要とする方等に対し、ライフステージに応じた在宅生活を総合的に支援するための相談体制と受入体制の充実が求められています。

エ 障害者が働くことへの社会的関心の高まりを受け、障害者本人が社会とのつながりを構築し自己実現を推進するため、雇用障害者数の増加傾向を堅持し、福祉から就労への移行を進める必要があります。

オ 東京2020パラリンピックに向けた機運の高まりに合わせて、スポーツ・文化・レクリエーション活動の場や機会をより一層充実させることが求められています。

33 政策32 暮らしを支えるセーフティネットの確保

(1) 政策の目標・方向性

ア 生活困窮や生活上の課題を抱える人々が、周囲から孤立することなく安定した生活を送れるよう、福祉・就労・家

計管理など複合的支援の取組を進めます。

イ 住宅の確保に特に配慮を要する方に対して、円滑な入居の促進を図るとともに、相談・見守りなど居住支援を推進します。

ウ 困難を抱えた方が自殺に至らないように、相談支援や啓発などに引き続き取り組みます。

エ アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策として、当事者や家族からの相談体制の強化など総合的な対策を進めます。

(2) 現状と課題

ア 生活に困窮している方の支援窓口及びハローワークと一体となって就労支援を行う「ジョブスポット」を全区に設置し、支援を推進しています。ジョブスポットでは、生活保護受給者の就職率73.1パーセント（平成29年度実績）という高い就労実績をあげています。

イ 生活保護世帯数がほぼ横ばいとなる中、生活保護受給者への就労支援により、毎年3,000人前後の就労につながっています。

ウ 社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々が増加しています。

エ 複合的な課題を抱える生活保護受給者、生活困窮者に対して、就労支援をはじめ、自立に向けた多様できめ細かな支援が必要となっています。

オ 住宅確保要配慮者が、家賃滞納や騒音等の不安から入居を拒否されるなどの課題に対して、住まいの確保に向けた

支援が求められています。

カ 近年では、平成22年をピークに自殺者数は減少傾向にありますますが、いまだ多くの方が亡くなっており、地域の実情を踏まえた計画的な施策展開が必要です。

キ アルコールや薬物、ギャンブル等への依存は病気であることや、治療や支援の対象となることへの理解が十分に進んでいない中、患者本人や家族の課題を適切なサポートにつなげるため、普及啓発や専門相談等の取組が必要です。

34 政策33 参加と協働による地域自治の支援

(1) 政策の目標・方向性

ア 自治会町内会など地域で活動する団体や人々、企業、学校、NPO法人と区役所等が連携して、地域まちづくりや福祉保健の推進などに取り組む「協働による地域づくり」を進めます。

イ 市民利用施設等におけるコーディネート機能を充実させるとともに、市民が地域でコーディネート力を発揮できるよう支援し、地域の交流やつながりを促進します。

ウ 市民からの協働事業の提案を事業化につなげられるよう、相談や助成などの支援を行います。また、市民協働・共創スペースを新市庁舎に設置し、市民協働事業の促進に取り組めます。

エ 地域とともに課題解決に取り組めるようコーディネート型行政を進め、「地域協働の総合支援拠点」としての区役所と専門性を有する局が一体となって地域支援に取り組めます。

(2) 現状と課題

ア 横浜では、自治会町内会、地区社会福祉協議会やNPO法人などの団体が多様な活動を行っています。本市では、こうした地域の方々との「協働による地域づくり」を進めてきました。

イ 高齢化の進展などにより、身近な地域の課題がより多様化・複雑化する中、様々な担い手が参加し協働して、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが求められています。

ウ 地域によっては課題解決のための資金確保や深刻な担い手不足といった課題が生じており、活動の低下が懸念されます。地域で活動する各種団体がお互いの強みをいかし、連携・協力したまちづくりが求められます。

エ 地域の中で、様々な団体や人々をつながりを持つことは、災害時の共助や見守り、孤立防止などの安心感や、地域への愛着などに結びつくことから、将来にわたってより安心して暮らせるよう、こうしたつながりを広め、継続させていく必要があります。

オ 「協働による地域づくり」をさらに進めるためには、課題解決等に取り組む団体の活性化への支援や、地域におけるつながりづくりを促進し、協働の取組をコーディネートする機能を強化することや、課題解決等への市民提案を行政が受け止め、支援することが必要です。

35 政策34 災害に強い都市づくり（地震・風水害等対策）

(1) 政策の目標・方向性

- ア 市民や来街者等への災害情報の伝達手段の拡充や多様化の検討、消防防災活動の中核となる消防本部庁舎の整備等を進め、災害対応力や活動体制を強化します。
- イ 市民の生命と財産を守り、災害に強い安全で安心な都市づくりを実現するため、「横浜市地震防災戦略（平成28年4月改訂）」の減災目標達成に向けた取組を着実に推進します。
- ウ 局地的な大雨等に対して、流域全体での河川、下水道、公園緑地、道路など、まちづくりの事業が連動した総合的な浸水対策等を着実に進めるとともに、気候変動への適応策として、グリーンインフラを活用した減災対策の検討を進めます。

(2) 現状と課題

- ア 「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月制定）」による規制の導入、約9,800か所のがけ地調査、土砂災害ハザードマップの全戸配布等、過去の災害の教訓から様々な防災・減災対策を進めています。
- イ 市立学校の耐震化率100パーセントをはじめ、建築物の耐震化、不燃化や延焼遮断帯形成の推進、緊急輸送路の閉塞を防止する取組、都市基盤施設の耐震化等に取り組んできましたが、近い将来に危惧される大規模な地震の発生に備え、さらなる都市の強靱化が重要です。
- ウ 大規模災害発生時において1,300万トンのがれきが発生すると予測しており、災害廃棄物の迅速な処理に向けた体

制の構築等が必要です。

エ 建築物や宅地について、適切な維持保全等を促すため、的確な指導や違反对策の取組を着実に実施し、建築物等の安全性を確保するとともに、通学路や生活道路等における市民の安全確保のため、倒壊の恐れがあるブロック塀などについて、速やかに改善を進めることが重要です。

オ 気候変動の影響から局地的大雨等が増加傾向にあり、河川の^{いっすい}溢水やがけ崩れなどの災害リスクが危惧されています。引き続き、基盤整備による対応を推進するとともに、気候変動への適応策として、グリーンインフラを活用した減災対策の検討を進める必要があります。

カ 人や都市機能が集中する横浜駅周辺などについては、特に災害に対する安全性の向上を進めてきましたが、今後はさらに進める必要があります。

36 政策35 災害に強い人づくり・地域づくり（自助・共助の推進）

(1) 政策の目標・方向性

ア 自助・共助の大切さを広め、災害に強い人づくり・地域づくりを進めるため、地域における防災・減災の取組を率先して行う人材の育成、幅広い世代への防災教育の充実、出火防止や初期消火力向上の取組などを推進します。

イ 河川の氾濫等に対し、適応の観点も含め、自助・共助の促進による「逃げ遅れゼロ」に向けた意識啓発等を推進します。

ウ これまでの大規模な自然災害の教訓を踏まえ、防災・減

災の取組の見直しを図るとともに、災害時要援護者等の支援の強化や、女性の視点からの防災対策の充実に取り組めます。

(2) 現状と課題

ア 市民や地域が災害への事前の備えや発災時に命を守る行動がとれるよう、町の防災組織において防災・減災の取組を率先して行う約1,800人の防災・減災推進員の育成など、地域の防災・減災の取組を支援しています。

イ 横浜市民防災センターのリニューアル以降、11万人超が自助共助プログラムを修了し、幅広い世代に防災教育が進んでいます。今後一層の防災意識向上を図るため、小中学校での防災教育の充実や、自治会町内会・事業所への研修機会の提供等を推進することが重要です。

ウ 地震火災による被害が大きい地域では、自助・共助の取組を推進し、市民や地域の防災意識を高め、出火を抑える取組の徹底や、具体的な防災まちづくりにつなげていく必要があります。

エ 河川整備等のハード対策だけでは防護しきれない洪水が発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、河川の氾濫等に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指して、「神奈川県大規模氾濫減災協議会」が平成30年1月に策定した「河川の減災に係る取組方針」に基づいた取組を進めていく必要があります。また、洪水や土砂災害のリスクが高い区域にある要援護者施設に対し、義務化された避難確保計画作成の支援を進めています

- 。
- オ 熊本地震などの教訓から、避難所において安全な避難生活を確保するためには、地域防災拠点の機能の充実・強化をはじめ、福祉避難所の円滑な開設や女性の視点からの防災対策の充実、ペット同行避難を受け入れる体制作りなど、支援の充実が必要です。

37 政策36 交通ネットワークの充実による都市インフラの強化

(1) 政策の目標・方向性

- ア 東名高速道路など広域的な道路網とのアクセスを強化することで、全国各地との人やモノの往来を円滑化し、市民生活や経済活動を支えます。
- イ 都市計画道路の整備や道路と鉄道の連続立体交差事業を推進し、地域の利便性や安全性の向上を図ります。
- ウ 充実した鉄道ネットワークの構築を進め、市内外への移動の円滑化や利便性の向上を図ります。

(2) 現状と課題

- ア 横浜北線が平成29年3月に開通し、新横浜駅から羽田空港までの所要時間が短縮することで、交通利便性が向上しました。
- イ 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）の連続立体交差事業により、下り線が高架化されたことで、踏切の待ち時間や自動車の渋滞が大幅に減少しています。
- ウ 都市としての競争力を高めていくとともに、大規模地震発生時の物資の輸送路を確保するため、横浜環状道路（北西線・南線）などの整備を推進し、東名高速道路など広域

的な道路網とのアクセスを強化する必要があります。

エ 市内各地への円滑なアクセスを実現するため、市域の骨格を形成する道路ネットワークの構築やボトルネック箇所の解消を合わせて進める必要があります。

オ 快適な市民生活や企業活動の活性化につなげるため、鉄道のさらなる利便性・速達性の向上や混雑緩和を図る必要があります。

38 政策37 国際競争力の強化と市民生活を豊かにする総合港湾づくり

(1) 政策の目標・方向性

ア 「国際コンテナ戦略港湾」や完成自動車取扱拠点として、物流を支えるふ頭機能の再編・強化を進めるとともに、航路の維持・拡大を図るなど選ばれる港づくりを推進します。

イ 「国際旅客船拠点形成港湾」として、受入施設の充実、多様なクルーズ客船の誘致や観光客へのおもてなしの充実を図り、我が国を代表するワールドクラスのクルーズポートを目指します。

ウ 臨海部での新たな港の賑わい創出や回遊性の向上を図ります。

エ 環境にやさしい港、災害時でも安全が確保され、経済活動を維持できる港づくりを進めます。

(2) 現状と課題

ア 企業間のアライアンス再編など、国際的な競争が激しい海運業界では、輸送効率の向上のためコンテナ船の大型化

や寄港地の絞り込みが顕著となっています。そのため、平成27年に供用した南本牧ふ頭MC—3コンテナターミナルに連続するMC—4など、世界標準の港湾施設の整備を進めています。これに合わせ、横浜川崎国際港湾株式会社が、平成28年3月に国から港湾運営会社として指定され、戦略港湾施策を推進しています。

イ 横浜港は、関東地方の自動車生産拠点を抱え、世界各地とのネットワークを持つ航路が集積しており、今後も東日本最大の取扱拠点としての役割が求められています。

ウ 近年、アジアをはじめ世界のクルーズ人口が伸びており、横浜港では、平成29年に過去最多の178隻を誘致し、外国航路からの上陸者数も5年間で倍増するなど、多くの人々が船により横浜を訪れることとなり、まちの賑わいにつながっています。

エ 今後も、横浜港のポテンシャルをいかし、クルーズ客船の乗降客や見学者など、観光客が楽しめる魅力的な滞在環境の充実が必要です。

オ 国際的に大気汚染物質や温室効果ガスの削減対策が求められており、LNGバンカリング拠点形成、環境負荷の低減の取組が必要です。

カ ふ頭などで企業が安心して活動できるよう、減災・防護レベルを想定した津波対策などの地震等に対する防災機能の強化に取り組む必要があります。

39 政策38 公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新

(1) 政策の目標・方向性

- ア 市民生活や経済活動を支える公共施設（都市インフラ・公共建築物）の老朽化の進行に対し、長寿命化を基本とした、確実な点検と優先度を踏まえた計画的かつ効果的な保全・更新を、これまで以上に重視し着実に取り組みます。
- イ 特に、今後一斉に建替え時期を迎える市立小中学校や市営住宅などについては、事業費の平準化やコスト縮減、多目的化や複合化等の再編整備の検討など、あらゆる工夫を重ねた計画的かつ効率的な建替えを着実に進め、時代のニーズに対応できる公共建築物へ再生します。
- ウ 質の高い公共施設の保全・更新を安定的に進めるため、新技術の活用や適正工期の確保等を通じて、市内中小企業における担い手の確保・育成と生産性向上を図ります。

(2) 現状と課題

- ア 人口急増期を中心に集中的に整備してきた公共施設の老朽化の進行に対し、点検や計画的な保全・更新を着実に進めてきました。
- イ 公共施設の保全・更新の重要な担い手となる市内中小企業の活性化等に取り組んできましたが、さらなる取組の推進が求められています。
- ウ 「横浜市公共施設管理基本方針（平成27年3月策定）」に沿って、より効果的に保全・更新を進める必要があります。
- エ 特に事業量の多い市立小中学校や市営住宅などの建替えでは、財政負担の軽減、最適な施設配置などに着実に取り組む必要があります。

第5 行財政運営

1 行財政運営とは

政策を進めるにあたっての土台となる取組です。行財政運営それぞれの取組の目標、現状と課題、取組の方向、指標、主な取組を掲載しています。

2 行政運営

現場主義の行政運営と市民サービスのさらなる向上

(1) 背景

ア これまでの取組

厳しい財政状況の中、必要な施策を着実に推進するため、徹底した事務事業の見直しや外郭団体改革などに取り組みつつ、職員一人ひとりの意欲・能力を最大限に発揮できるよう職員の人材育成などに取り組み、市役所のチーム力を向上させてきました。

また、地域課題に対して迅速かつ総合的な支援ができるよう区役所の機能強化を図るとともに、民間との共創・協働（公民連携）により、様々な分野において、課題解決や地域活性化等の取組を推進してきました。

さらに、2020（平成32）年度の新市庁舎移転を契機とした「働き方改革」として、多様で柔軟な勤務形態の実現に向け、在宅型テレワークや横浜版フレックスタイム制度を試行実施するとともに、庶務・労務・経理事務の集約化を一部実施するなど、業務効率化にも取り組んできました。

親切・丁寧なおもてなしの行政サービスを実施し、特に窓口業務については、迅速かつ正確な対応を心掛けること

で、市民の皆様からも高い評価をいただいています。

イ 今後4年間の方向性

少子化の進展による生産年齢人口の減少や高齢人口の増加は、市の財政基盤に影響を与えるとともに、行政需要の拡大にもつながります。限られた経営資源の中で、必要な施策を推進するには、徹底した事業見直しや、事務の効率化・適正化など、不断の行政改革に取り組む必要があります。

新市庁舎への移転を「働き方」を見直す絶好の機会ととらえ、ワークスタイル改革に取り組みます。また、ICTを活用した業務の効率化や市民の利便性の向上に取り組むとともに、データを重視した政策形成等の取組を通じて市民サービスの向上を目指します。

多様化・複雑化する市民ニーズや社会的課題に対応するため、民間との共創・協働をさらに進めていきます。

「横浜市区役所事務分掌条例（平成28年2月制定）」の施行を受け、区だけでは解決が困難な課題に、区局が一層連携して取り組むとともに、社会情勢の変化や地域のニーズに応える区役所機能の強化を図ります。

新たな大都市制度「特別自治市」の実現を見据え、市民生活に直結する分野を中心に二重行政を解消し、より効率的・効果的に行政サービスを提供するため、県と協議を進めます。

(ア) 限られた経営資源の中、必要な施策を着実に実施するため、徹底した事業見直しや内部管理業務の事務の効率

化など「不断の行政改革」を行うとともに、データやICTを活用した効率的・効果的な行政運営を推進します。

- (イ) 職員が意欲と能力を最大限に発揮し、複雑・高度化する行政課題に的確に対応できるよう、積極的な働き方改革や長時間労働是正の取組を実施するとともに、多様な人材を確保・育成し市役所全体の組織力を高めます。
- (ロ) 誰もが安心して住み続けられる地域社会を実現するために、民間主体や市民との共創・協働を通じて地域課題に的確に対応していくとともに、市民の視点に立った行政サービスを提供します。

(2) 行政運営 1 時代背景を踏まえた行政運営の不断の見直し ア 目標

- (ア) 事業の有効性や効率性等を検証し、不断に事務事業を見直すことで、厳しい財政状況の中でも必要な施策を着実に推進します。
- (イ) 行政ニーズや環境の変化に対応するため、経営資源を重点分野に集中させるとともに、スクラップ・アンド・ビルドの取組によって、簡素で効率的な執行体制を構築します。
- (ロ) 市民・社会の要請に応える行政を推進するため、適正な業務執行を確保します。

イ 現状と課題

- (ア) これまで本市では、厳しい財政状況を踏まえ、事業評価を踏まえた徹底した事務事業の見直しに取り組み、経

費縮減と市民サービス向上に一定の成果をあげてきました（平成30年度予算編成時：見直し効果額 116 億円）。今後も、少子高齢化の進展や人口減少などの社会情勢の変化により、さらに行政需要が拡大することが予想される中、持続可能な行政運営に向け、不断に事務事業を見直すとともに、簡素で効率的な執行体制の構築に取り組むことが重要です。

- (イ) 外郭団体については、附属機関（横浜市外郭団体等経営向上委員会）を活用した協約マネジメントサイクル（協約策定、取組の推進、総合評価）の推進による各団体の経営向上に取り組んでいます。今後も、民間主体への移行に向けた取組などを着実に進めることが求められます。
- (ロ) 「地方自治法の一部改正（平成32年4月施行）」により、本市を含む各指定都市は、適正な事務執行の確保に向けた内部統制体制の整備が求められるなど、行政への信頼に不断に応えることが求められています。

ウ 取組の方向

- (ア) 限られた経営資源の中、必要な施策を推進するため、徹底した事業見直しに取り組むとともに、各部署に共通する庶務・労務・経理などの内部管理業務を集約化するなど、業務の効率化を進めます。また、外郭団体については、協約マネジメントサイクルの着実な実行により、団体の経営向上や事業の整理に取り組めます。
- (イ) 市民・社会の要請に応えるためには、市政の基盤であ

る執行体制をしっかりと構築し、適正な業務執行を確保したうえで、施策を進める必要があります。そのため、職員のコンプライアンス意識の浸透・徹底を図るとともに、地方自治法の一部改正により求められる内部統制体制の整備をはじめ、法律上求められる事項に適切に対応するなど、安定的・継続的な行政運営の基盤を整備します。

(3) 行政運営 2 データ及びICTを活用した行政運営の推進

ア 目標

- (ア) データを重視した政策形成とオープンデータの推進により、効率的・効果的な行政運営を推進します。
- (イ) ICTを活用して効率的な行政運営を行うとともに、安定的かつ効果的な行政サービスを実現します。また、情報セキュリティの確保に努め、市民の信頼に答えていきます。

イ 現状と課題

- (ア) これまで、平成23年2月に策定した「横浜市情報化の基本方針」に基づき、2025（平成37）年頃の目指すべき将来像として、「地球や人にやさしくアイデアあふれる情報社会」を情報化ビジョンとして掲げ、ICTを活用した、市民サービスの向上や業務効率化、横浜経済の活性化、環境負荷の低減等の社会的課題への対応に取り組んでいます。
- (イ) 近年、スマートフォンやIoTの普及等により、社会を流通するデータ量が大幅に増加しています。さらに、

コンピュータ処理能力の向上やA I等の技術革新が進み、膨大なデータも効率的に分析・活用できる環境が整いつつあります。

- (ウ) 本市においても、「横浜市官民データ活用推進基本条例（平成29年3月制定）」に基づき、多様化する市民ニーズにきめ細かく対応するため、様々なデータ、ICTやマイナンバー制度等を積極的に活用し、効率的・効果的な行政運営を進めることが重要です。
- (エ) また、これまでも様々な業務に情報システムを導入し、業務の質や効率、市民サービスの向上を図ってきましたが、情報システムに関わる経費や、システム障害が業務の継続性に与える影響が拡大してきており、情報システムをより安全で効率的に運用していくことが求められています。

ウ 取組の方向

- (ア) 市が保有するデータは市民等と共有し活用できる重要な資産であるとの考えに基づき、地域課題の解決や横浜経済の活性化に向けて、オープンデータについて質・量共に充実を図ります。また、職員研修等を充実させることでデータを重視した政策形成等を推進するとともに、データ等客観的な証拠に基づく政策立案に向けた調査・分析を進めます。
- (イ) マイナンバー制度等の活用による業務の見直し、ICTの技術革新、データ活用等も踏まえた情報システムの全体最適化を図り、市民サービスの向上にもつなげてい

きます。

- (ウ) 情報セキュリティの確保や、システムの安定運用に取り組むことで、信頼される行政運営を実現していきます。

(4) 行政運営 3 働き方改革と市の将来を支える職員の確保・育成

ア 目標

- (ア) 子育てや介護など、職員の生活の状況に合わせた柔軟な働き方を実現し、全ての職員がいきいきと働き続けることのできる環境を整備することにより、市民サービスの向上を図ります。
- (イ) 複雑・高度化する行政課題に的確に対応できるよう、多様な人材の確保・育成に取り組み、市役所全体の組織力を高めます。

イ 現状と課題

- (ア) これまで、「人材こそが最も重要な経営資源」という理念に基づき、性別や年齢にかかわらず、職員一人ひとりがやりがいと自らの成長を実感し、意欲と能力を最大限に発揮できる組織づくりを進めてきました。
- (イ) 今後、子育てや介護など、様々な事情を抱える職員の増加が見込まれる中、行政サービスの質を維持・向上させるためには、柔軟な働き方の選択肢を増やしていくとともに、全ての職員が心身共に健康でいきいきと働ける環境を実現する必要があるため、今後、新市庁舎への移転も見据え、職員の働き方を見直すことが重要です。

- (ウ) 超過勤務時間は、職場マネジメントの強化によって2年連続で大幅に減少（平成28年度：対前年度11万時間減、平成29年度：対前年度12万時間減）していますが、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの観点から、引き続き長時間労働を是正し、市役所全体で縮減に向けた取組を推進することが重要です。
- (エ) キャリア形成支援などの取組により、女性職員の係長昇任試験の受験率は向上しています。今後、責任職に占める女性の割合をさらに増やすため、引き続き、取組を推進します。
- (オ) 複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、市民サービスの向上を図るためには、多様な人材の確保や育成に取り組み、チーム横浜として市役所の組織力を高めていくことが重要です。

ウ 取組の方向

- (ア) 職員が、子育てや介護などの生活の状況に合わせて柔軟に働き続けることができるよう、「在宅型テレワーク」や「横浜版フレックスタイム制度」などの働き方改革を進めます。
- (イ) 「横浜市職員の女性ポテンシャル発揮・ワークライフバランス推進プログラム（通称：Wプログラム）（平成28年3月策定）」を踏まえ、仕事と家庭生活の両立や女性活躍を推進します。
- (ウ) 健康経営の視点を踏まえた「横浜市職員の健康ビジョン（平成28年3月策定）」に沿って、職員・責任職・職

場が一体となった健康づくりの取組を推進します。

- (エ) 複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、「横浜市人材育成ビジョン（平成30年3月改訂）」を踏まえ、多様な人材の確保や育成を進めます。

(5) 行政運営 4 民間との連携強化による「共創」の推進

ア 目標

オープンイノベーションによる社会課題、地域課題の解決を図るため、市内外の企業、団体など幅広い民間主体と共に、様々な行政分野において「共創」の取組を推進します。

イ 現状と課題

- (ア) これまで、民間との連携により効果が高まる施策・事業の推進や、行政だけでは解決が困難な課題に対応するため、民間と行政の対話を通じた公民連携により新たな価値を創造する「共創」に取り組んできました。
- (イ) 今後、生産年齢人口の減少や超高齢化の急速な進展の中で、ますます複雑・多様化する社会課題や地域課題を解決するためには、これまで以上に共創の取組を円滑に進め、質の向上を図るとともに、オープンイノベーション推進本部を通じて、重要な政策におけるオープンイノベーションを庁内横断的に進めていくことが重要です。
- (ウ) 特に、近年加速度的に進展するAI、IoT等の先端技術やデータの活用においては、高い専門性やノウハウを有する民間との連携が求められています。
- (エ) 国内外の新たな発想に基づく公民連携事例を研究して

実効性の高い取組を導入するとともに、既存制度についても時代に即した運用改善が必要です。

- (カ) 共創の全庁的な推進には、全ての職員が共創マインドやスキルを身に着けるよう人材育成を図る必要があります。

ウ 取組の方向

- (ア) 共創の仕組みやノウハウを一層活用するとともに、柔軟につなぎ合わせ、様々な政策においてオープンイノベーションが進むよう、全庁的に取り組みます。
 - (イ) 共創の取組の円滑な推進や質の向上を図るため、民間提案窓口（共創フロント）の強化や公民対話（共創ラボ等）の拡充を図るとともに、民間とのネットワークを充実強化します。
 - (ウ) 急速に進む技術革新や「横浜市官民データ活用推進基本条例（平成29年3月制定）」の施行などの社会状況を踏まえ、先端技術やデータを活用した連携や対話を進めます。
 - (エ) 新たな発想に基づく共創の取組について、研究や検討を進め、適時導入を図ります。また、指定管理者制度やPFI等について、市内中小企業の振興を含めた地域活性化などに向けて、時代やニーズに即した柔軟な運用と改善を図るとともに、全庁的な制度の活用を進めます。
 - (オ) 共創を担う人材育成を図るため、より効果的な研修の実施や情報共有を進めます。
- (6) 行政運営 5 市民の視点に立った行政サービスの提供と地

域との協働

ア 目標

- (ア) 誰もが安心して住み続けられる地域社会を実現するために、市民の視点に立った行政サービスを正確かつ親切・丁寧を提供します。
- (イ) 「協働による地域づくり」を進めるため、持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、区局がより一層連携して地域との協働を推進するよう、職員のコーディネート力の強化を図ります。
- (ウ) 新たな大都市制度「特別自治市」の実現を見据え、行政サービスをより効率的・効果的に提供するために、市民生活に直結する分野を中心に県から市への事務・権限の移譲を目指します。

イ 現状と課題

- (ア) 地域課題の多様化・複雑化が進む中、持続可能な地域コミュニティの実現に向け、コーディネート型行政を進め、区局一体となって地域との協働による課題解決を進める必要があります。
- (イ) 「横浜市区役所事務分掌条例（平成28年2月制定）」を踏まえ、「地域の総合行政機関」、「地域協働の総合支援拠点」等の区の役割を、より一層発揮していく必要があります。
- (ウ) 公共施設について修繕・改修を含めた長寿命化や施設の再編整備を検討し、地区センターなどの市民利用施設については、多様な利用ニーズへの対応やさらなる運営

効率化を図るとともに、地域のつながりづくりに積極的に取り組む等、機能強化が求められています。

- (エ) 窓口サービスの満足度は高い水準となっていますが、引き続き、一人ひとりに寄り添うサービスが求められています。
- (オ) 特別自治市の実現までの間も、二重行政の解消に向けて、市民生活に直結する分野を中心に県から市への事務・権限の移譲を進めることが重要です。

ウ 取組の方向

- (ア) 市民からの協働の提案を事業化につなげられるよう、「市民協働・共創スペース」を新市庁舎に設置するとともに、庁内の連携がより一層進むよう体制づくりを進めます。
- (イ) 区役所の機能強化をより一層進めることにより、地域主体の活動、行政と地域との協働、区局の連携など様々な手法を活用した地域課題の解決に取り組んでいきます。
- (ウ) 地区センター等市民利用施設の多目的化・複合化等を検討するとともに、コミュニティハウスの未整備地区への整備を進め、地域コミュニティの活性化を図ります。
- (エ) 正確かつ親切・丁寧な「おもてなしの行政サービス」のさらなる充実に取り組んでいきます。
- (オ) 県からパスポート発給事務の移譲を受け、本市がパスポートセンターを設置することで市民の皆様の利便性を高めます。引き続き、市民生活に直結する分野を中心に

県から市への事務・権限の移譲に向けた協議を進めます
。

3 財政運営

「施策の推進と財政の健全性の維持」の両立

(1) 背景

ア これまでの取組

前計画期間においても、歳入の中心を占める市税収入は、かつてのような伸びを確保することが難しく、徹底した事務事業の見直しや様々な財源確保などにより、財政見通しで見込まれる収支不足額を毎年度の予算編成で確実に解消しながら、子育て、福祉・医療、教育、市内中小企業支援、防災・減災対策、観光・MICE、道路・港湾といった基盤整備などの施策を進めてきました。こうした市民生活や市内経済を支える取組を着実に進めていくためには、財政の健全性を維持し、持続可能な財政運営を推進していかなければなりません。

本市では、他都市に先駆けて市債の発行抑制に取り組み、また、借入金残高についても、一般会計の市債残高だけでなく、特別会計・企業会計の市債残高や外郭団体の借入金のうち一般会計が負担する債務も含めて「一般会計が対応する借入金残高」と位置付け、縮減してきました。一般会計の市債については、「横浜方式のプライマリーバランス」の考え方にに基づき、計画的な活用に取り組んできました。

イ 今後4年間の方向性

今後、横浜でも人口減少に転じ、高齢化率も上昇するなどの社会環境により、財政構造の硬直化など財政運営において一層厳しさが増すと見込まれ、施策・事業は一層の「選択と集中」が必要です。また、これまで蓄積してきた都市インフラや公共建築物といった公共施設の老朽化の進行に対し、保全・更新をより本格的に進めることで、次世代にしっかりと引き継いでいくことも、これからの財政運営での重要な課題です。

さらに、財政状況の厳しさなどについて市民との共有や官民データ活用推進の趣旨を踏まえた財政データの積極的な提供を進めるとともに、施策・事業評価などによるPDCAのもとで、より効率的・効果的な施策・事業の推進に努める必要があります。

こうした中で、市民や市場から信頼される横浜市であり続けるために、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例（平成26年6月制定）」の理念である「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立に向けて、財政目標を設定し、その目標達成のための取組を確実に進めていきます。

「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立を図り、多様化・複雑化する課題に的確に対応していく持続可能な財政運営を進めます。

(2) 財政運営 1 計画的な市債活用による一般会計が対応する借入金残高の管理

ア 目標

- (ア) 横浜の成長・発展に向けた投資や公共施設の保全・更新への本格的な対応に、計画的に市債が活用されています。
- (イ) 将来世代に過度な負担が先送りされないよう、一般会計が対応する借入金残高が適切に管理されています。

イ 現状と課題

- (ア) 本市はこれまで、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の遵守や、計画的な市債活用と一般会計が対応する借入金残高の縮減、社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要となった事業への適切な対応などに取り組んできました。
- (イ) ラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピック・パラリンピックといった世界規模のビッグイベントを契機とした横浜の成長・発展に向けた社会資本整備や、次の世代へつなげていくための既存公共施設の保全・更新等に着実に取り組むため、中長期的な視点を持って、より計画的に市債を活用していくことが求められます。
- (ウ) これからも、「計画的な市債活用と一般会計が対応する借入金残高の管理」と「着実な公共投資の推進」の視点から計画的に市債を活用することなどにより、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」を両立していく必要があります。

ウ 取組の方向

「施策の推進」と「財政の健全性の維持」を両立するた

めに、計画的な市債活用を図りながら、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、一般会計が対応する借入金残高を管理していきます。

(3) 財政運営 2 財源の安定的な確保による財政基盤の強化

ア 目標

- (ア) 市税収入は税務行政の適正な推進と納税者の利便性向上により、安定的な確保が図られています。
- (イ) 全庁的な債権管理のさらなる適正化の推進により、未収債権の収納率の向上や、未収債権額（滞納額）の縮減が図られています。

イ 現状と課題

- (ア) 市税は公平かつ適正な賦課徴収に努めていますが、今後、行政手続の簡素化に向けた取組やマイナンバー制度導入による情報セキュリティの厳格化など、税を取り巻く環境の変化にも確実に対応していく必要があります。
- (イ) 未収債権については、全庁的に縮減を図ってきましたが、さらに、現状の取組を検証・改善しながら確実に回収を進めるとともに、債権の発生から回収まで一連の債権管理の徹底を図る必要があります。

ウ 取組の方向

- (ア) 市税は賦課から徴収まで一貫して公平かつ適正な事務を進めることができるよう区局一体となって取り組むとともに、税務のさらなる電子化など、納税者の利便性を高めることにより、市税収入の安定的な確保を図ります。

- (イ) 全庁的な債権については、「横浜市の債権の管理等に関する規則（平成30年3月改正）」に基づき、債権の発生から回収まで、自律的かつ継続的に適正な債権管理を行うことができるよう仕組みづくり等を進めます。

(4) 財政運営 3 保有資産の適正管理・戦略的活用

ア 目標

- (ア) 本市で保有する土地・建物について、適正な管理のもと、用途廃止施設の適切な後利用に取り組むとともに、利活用が可能と考える資産については、公共公益的な利用をはじめ、財源確保に向けた売却等が積極的に進められています。
- (イ) 市立小中学校や市営住宅等の建替えなどの機会をとらえた多目的化や複合化等の公共建築物の再編整備や、市民利用施設の効率的な運営や受益者負担の適正化など、時代に即した施設の配置・運営が進んでいます。

イ 現状と課題

- (ア) 保有資産の現状把握を継続し、利活用が可能と考える資産については、公共公益的な利用をはじめ、民間事業者のノウハウを活用しながら、まちづくりや地域課題の解決につながる売却等を積極的に進めることが引き続き必要です。また、これまで整備してきた固定資産台帳等の資産情報の公表をより進めていくことが求められています。
- (イ) 今後、老朽化した施設が一斉に建替えの時期を迎え、人口減少社会が到来する中においても、必要な市民サー

ビスを持続的に提供していくには、今のうちから保全や建替えに伴う財政負担の軽減や平準化、施設の最適な配置、運営の見直し等に取り組む必要があります。

- (ウ) 市民利用施設を効率的に運営していくために、施設運営コストや利用者数の状況などを点検・検証し、継続的な運営改善の取組等を行うことが必要です。

ウ 取組の方向

- (ア) 資産の利活用においては、まちづくりの観点や個々の資産の特性、地域の意向等を踏まえ、関係区局が連携しながら取組を進めるとともに、固定資産台帳等から得られる資産情報をわかりやすく公表していきます。また、公有財産分野における全庁的な人材育成を推進します。
- (イ) 長寿命化を基本とした保全・更新の着実な取組に加え、市立小中学校や市営住宅等の建替えなどの機会をとらえた施設の多目的化や複合化等の再編整備による地域における施設配置の最適化、一層の施設運営の効率化、使用料等の適正化を図ることなどにより、必要なサービスを持続的に提供していきます。

(5) 財政運営 4 効率的な財政運営の推進

ア 目標

- (ア) 厳しい財政状況の中にあっても計画の着実な推進に向け、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費の縮減や財源確保が徹底されています。
- (イ) 多様な公民連携や民間資金活用の手法を積極的に検討・導入することにより、市内経済の活性化と行政の効率

性の両面から、施策・事業の成果が着実にあげられています。

イ 現状と課題

(ア) これまで、厳しい財政状況の中にあっても、行政内部経費を中心に徹底的な事務事業の見直しや、財源確保を徹底することで、中期的な財政見通しで見込まれる収支不足額を毎年度の予算編成で確実に解消し、前計画で掲げた取組や喫緊の課題に対応し、市民生活の向上と横浜経済の活性化に取り組んできました。

(イ) 今後、人口減少に転じ、高齢化率も上昇するなどの社会環境により、市税収入の増加を上回る社会保障経費の増加が見込まれ、財政構造の硬直化など財政運営において一層厳しさが増すことが見込まれます。このような中で、施策・事業の一層の「選択と集中」、経費縮減・財源確保の取組を着実に進めるほか、市内中小企業の育成に取り組みつつ、従来の発想にとらわれず、公民連携や新たな事業手法の検討・導入を一層進めることも必要です。

ウ 取組の方向

(ア) 事務事業の見直しや効率化に不断に取り組み、行政コストのさらなる縮減を図るなど、経費の縮減・財源確保に取り組めます。

(イ) P F I 等をはじめ多様な公民連携手法や民間資金活用を積極的に検討し、適切に選択・導入することにより、施策・事業を着実かつより効率的・効果的に推進します

。

(6) 財政運営 5 財政運営の透明性の確保・向上

ア 目標

(ア) 中期的な財政見通しや長期的な財政見通しを作成・公表することにより、中・長期的な視点を持った財政運営が進められています。

(イ) 予算・決算や、統一的な基準に基づく財務書類等の財政情報が発信され、財政運営の透明性が向上しています

。

イ 現状と課題

(ア) 市民生活の安全・安心の確保や市内経済の活性化を図り、将来への投資を進めていくためには、中・長期的な視点を持って、健全な財政運営を進めるとともに、財政状況を議会や市民と広く共有していく必要があります。また、厳しい財政状況の中で、「施策の推進と財政の健全性の維持」の両立を推進していくには、市役所内部においても、これまで以上に財政見通しや財政状況を共有していかなければなりません。

(イ) 専門的で難解なイメージを持たれてしまいがちな財政情報について、これまでも、広報冊子やWebサイトなど様々な媒体を活用し、わかりやすく発信してきましたが、引き続き、わかりやすさを重視した広報に取り組む必要があります。

(ウ) 統一的な基準に基づく財務書類の作成による地方公会計の取組も進められる中、類似団体間比較などを通じて

、本市の財政状況を確認・分析するとともに、その内容を公表・共有していくことも必要です。

- (エ) 官民データ活用推進の趣旨を踏まえ、予算・決算などの財政情報については、利活用しやすい形式での提供を着実に進める必要があります。

ウ 取組の方向

- (ア) 国の地方税財政制度の状況や、市税等の歳入の見込み、扶助費をはじめとした歳出の見込み、今後の人口動態などを把握しながら、中・長期的な財政見通しを作成します。
- (イ) 市民から信頼される財政運営を進めていくため、わかりやすく、利活用しやすい財政情報の「見える化」に積極的に取り組み、財政運営の透明性の向上を図ります。

提 案 理 由

これまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくための基本的な計画を定めるため、横浜市中期4か年計画2018～2021を策定したいので、横浜市議会基本条例第13条第2号の規定により提案する。